

令和3年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月6日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子	
庶務係長 田口 仁		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時50分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日12月6日の会議を開きます。

報告します。山口保育園長から、公務のため、欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には9人の議員から一般質問の通告がなされております。本日は通告順5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. 地域公共交通について**

2. 通学路の安全状況についてです。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） おはようございます。3番、中島健男です。

通告に従って質問します。

1つ目の質問は、地域公共交通についてお伺いいたします。

令和2年4月より、たてしなスマイル交通の改善後の運行が始まりました。幹線ルートの新設、曜日運行、シラカバ線のシャトル運行、フリー降車等の改善策を行い、1年半以上が経過しましたが、今年PDCAを回しよかったことや反省点が見えたと思います。

また、これから想定される高齢者の増加及び免許返納者も増加、税収の減収等、地域公共交通を維持していくにはますます厳しさを増します。

さらに、佐久方面等を結ぶ中山道線が9月30日で、千曲バスは自主運行を廃止し、佐久市と立科町で委託運行を行っています。現状のスマイル交通は、スクールバスとしての需要となっているようです。

地域公共交通を取り巻く環境は非常に厳しいですが、廃止することはできません。これからの地域公共交通のあるべき姿を町長にお伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

以前から中山間地域、農村地域においては、自家用車の普及率が高く、公共交通の利用者増による収支改善、維持確保は難しい状況が続いております。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人との接触機会を減らす観点から、外出自粛や不特定多数の方が利用する公共交通機関の利用を控える方が多くなり、地域公共交通を取り巻く状況は一層厳しさを増していると感じております。

しかしながら、町民皆さんの生活や観光客の移動手段確保のため、地域公共交通の維持は必要不可欠です。特に、近年の公共交通は、自ら車を運転することができない、いわゆる交通弱者の足となることが求められており、福祉的な観点からも、利便性の高い公共交通の維持確保が求められています。

現在の当町の地域公共交通は、平成30年度に策定した立科町地域公共交通網形成計画に基づき事業実施をしております。

この計画では、議員のおっしゃるとおり、年度ごとにPDCAサイクルによる評価検証を実施しており、加えて当町に關係する公共交通の路線につきましても、課題等が生じた場合は随時対応してまいります。

また、5年間の計画期間終了の際には、改めて町民や利用者の皆様のご意見をお聞きし、計画を更新することで時代や利用者のニーズに合った公共交通を確保していく必要があると考えております。

そして、今後も地域公共交通は利用者や町民の声を反映しつつ、広域連携も視野に入れて、財政面等も勘案しながら判断していくことになるかと、私は捉えております。

以上でございます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、具体的に担当課長にお伺いします。

まず、スマイル交通についてお伺いしますが、幹線ルートが月曜日から金曜日、1日10便、西回り・南回り線が月、水、金で7便、東回り線が火、木、土で1日8便となりましたが、昨年度1便の乗降客数を3ルート別に教えていただきたいと思いません。

また、フリー降車も対応を始めたんですけど、その辺の利用状況はどうなっていますでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在のたてしなスマイル交通は、平成30年度に策定した立科町地域公共交通網形成計画に基づき、令和2年度から幹線ルート、西・南回り線、東回り線、シラカバ線の大きく分けて4系統を運行しております。

令和2年度の乗降者数に関する実績は、幹線ルートが運行日数259日、運行本数2,590本、延べ利用者数4,924人で、1便当たりの利用者数は約1.9人、西・南回り線が運行日数157人、運行本数1,099本、延べ利用者数1,048人、1便当たりの利用者数は約1人、東回り線が運行日数154日、運行本数1,232本、延べ利用者数491人、1便当たりの利用者数は約0.4人です。参考に、シラカバ線は運行日数365日、運行本数2,924本、延べ利用者数6,846人、1便当たりの利用者数は約2.3人です。

フリー降車につきましては、利用者の方からルート上の職場に近い地点で降車しているとお聞きし、適宜利用していただいているものと捉えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、単純に3ルートを決今の乗降者数で割ると、1人1便1ルートということになるわけですけども、この数字というのは改善のときに想定した利用者数と比較してどうなんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

この計画には、たてしなスマイル交通全体の乗車効率と利用率に対して目標設定をしております。

また、路線の系統自体が変わっているため、前年度との単純比較はできませんが、今回のルートを設定する際には、これまでの実績から、特に利用者が多く、日常的に利用されているバス停を結ぶ系統を幹線ルートに設定し、それ以外をエリアごとに対応した系統として設定しました。そのため、シラカバ線を除き、幹線ルートは利用者が多く、それ以外は利用者が限られているという想定はしておりました。

P D C Aサイクルによる評価検証につきましては、たてしなスマイル交通全体で目標としている乗車効率1便当たりの利用者数3.5人に対して実績は約1.8人、また利用率、町民1人当たりの年間利用回数2.8回に対しての実績は約2回という結果でありました。

この実績から検証すると、1回目の緊急事態宣言など、コロナ禍の影響で年度の上半期、特に4月、5月、最も利用者が増える8月の利用者数は前年度の半数ほどか、それ以下に落ち込みました。

年度の後半には月ごとの利用者数は前年度を僅かに下回る程度に回復しましたが、この状況が全体として目標値を下回る要因であったと捉えております。

コロナ禍以前に設定した目標とコロナ禍での実績をそのまま比較していますので、適正な評価にはなりません。今後は引き続き感染対策を徹底した運行に努め、利用

促進等も必要であると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 去年はコロナ禍ということで、利用者が減ったということなんですが、これから順次回復していったら毎年毎年のデータが出てくると思うので、その辺はしっかり分析していただきたいと思います。

先ほども言いましたけど、1便1人が平均ということなので、今、ワゴン車で回っていますけども、それに1人しか乗っていないということなんですけど、大き過ぎるというイメージがあるんですね。

でしたら、これからゼロカーボンという取組に配慮して電気自動車というのを導入してはどうかと思うんですけど、それで乗用車になれば、フリー乗降もできるんじゃないかと思うんですけど、その辺は検討しているんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

議員のおっしゃられる1便当たり1人というのは、あくまでも平均であり、便によっては多くの方が乗車される場合もございますので、いわゆる積み残しがないように、現在、定員15人の車両を選択しております。

令和2年度の実績で、1便当たりの最大乗車人数は、幹線ルートで14人、西・南回り線、東回り線の車両で10人となっております。

とはいえ、今後の人口減少等によっては大きな車両が不要になることも考えられますので、車両を更新する際にはその状況に合った車両を選択し、併せて電気自動車についても、当町の地形や運行体制等に対応できるかも含め研究していきます。

なお、フリー乗車につきましては、車両の大きさというよりは、運転手及びお客様の経路上での安全確保が優先されるとして、導入を見送った経過がございますので、車両の大きさ等は直接な関係はございません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 以前の報道で郵便局も何か電気自動車を入れたというような新聞報道がありましたけど、前向きに検討していただきたいと思いますが、次にデマンドタクシーなんですけども、こちらのほうの登録者数の内訳と推移はどうなっているんでしょうか、またその使用率の推移はどうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 福祉型デマンドタクシーの利用者数等の推移につきましては、利用券の拡大前と拡大後という観点の比較も含めお答えいたします。

拡大前の平成29年度は14名、内訳は交通空白地域による地域要件が1名、身体障がい者手帳所持者が13名でした。

使用率につきましては、登録者14名の合計使用可能回数が556回、使用された回数が228回で、率にすると、41%です。平成30年度には年度途中での利用要件拡大も含めて、精神障がい者保健福祉手帳の1級または2級及び療育手帳の所持者、要介護、要支援、事業対象の認定者、運転免許証の自主返納者を利用登録の要件に加えました。

また、使用可能回数も、それまでの年最多48回から96回と、2倍にしております。この結果、登録者数は41人に増えましたが、使用率は23.8%にとどまりました。

30年度の登録者の要件別内訳としては、身体障がい者手帳所持者16名、精神障がい者保健福祉手帳所持者1名、要介護4名、要支援5名、事業対象認定者2名、運転免許証自主返納者13名となっております。

令和元年度は登録者数68名、使用率21.4%で、令和2年度の登録者の要件別内訳としては、身体障がい者手帳所持者13名、精神障がい者保健福祉手帳所持者6名、要介護6名、要支援14名、事業対象認定者5名、運転免許証自主返納者25名で、登録者数69名、使用率20.9%となっております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 各地で高齢者の交通事故が多発しているということで、免許証の自主返納を行政なり、警察で勧めているわけなんですけど、平成30年の13人から令和2年には25人に増えているわけです。2025年問題も迫ってきており、返納者はさらに増える可能性が予想されます。

しかし、今お聞きすると、利用券の使用率は20.9%と低いんですけども、その原因は何だと思えますか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

福祉型デマンドタクシーを実際に登録されている方からは、登録時に、そんなに回数は必要ない、ふだんは使わないが、お守りとして登録しておく、免許証返納のときに警察に勧められたから登録しておくと言われる方もおられます。

登録及び利用者手帳の発行自体には本人負担は発生しませんので、登録件数は大きく増加しましたが、使用には至っていないと分析しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 登録者は増えているんですけど、利用されていないということの回答なんですけど、先ほど申したように、結局高齢者による事故が増えているということで、そんな中でデマンドタクシーを利用してもらうことも目的の一つだと思うんですけど、そんな中で、料金等、見直しを含めた中で、どうすれば利用を増やせるのかという対策なりを検討したんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

運転免許証の自主返納者を対象要件に含めたことについては、警察と連携を取って、高齢者の免許返納を促すこと、加えて運転免許証を返納することで、それまで自家用車で自由に移動されていた方の移動に対する不安を解消することを目的としております。

そして、この福祉型デマンドタクシーは、基本的にはたてしなスマイル交通の運行がない地域を補完することや障がい等でバスを利用できない方、高齢者を含め、年齢に関係なく、バス停まで自力歩行が困難な方を対象にしておりますが、可能である場合はたてしなスマイル交通をご利用いただいてもよいと考えております。

そして、先ほどお答えした使用に至らない要因もございますので、特別な対策は考えておりません。

また、福祉型デマンドタクシーの料金につきましては、たてしなスマイル交通の最大運賃500円より高く、タクシー初乗り料金より安いということで設定された経過がございます。

ドア・ツー・ドアであることや利用する時間に制限がないことなど、バスよりも利便性が高いことを考えますと、1乗車の利用料600円は妥当であると捉えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 料金に関しては、いつ話しても前に進まないんですけど、このくらいにしておきます。

次に、千曲バスの自主運行廃止について、立科町で佐久市と委託運行しているんですけども、それについてお伺いします。

委託運行で、運賃や経路等を独自に設定できるというメリットを生かして、佐久の終点は佐久医療センターまで、立科町の終点は蓼科高校までとなり、利便性は向上しました。料金も200円で、今までの5分の1程度で利用できて喜ばしいことなんですけども、この料金の設定の根拠というのがちょっと分からないのでお伺いしたいと思います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

中仙道線の運賃は、これまでは区間制運賃を採用しており、最大運賃は910円でしたが、委託による運行となった場合、委託者の協議により自由に運賃を設定することができるメリットがございます。佐久市と当町で協議をし、同一路線であるため、佐久市に合わせ大人200円の一律運賃としております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 佐久市と合わせたということで、これといった根拠はなかったというこ

とでよろしいわけですね。200円というのはメリットあると思うんです。結局、その分、行政というか、町からの持ち出しが、補助が増えるということで、その辺もちょっと検討したほうがよかったかなとは思いますが、委託後の時刻表を見ますと、平日の朝夕の便を存続して、日中を減便していると、学生さんには便利ですけど、一般の人たちは待ち時間が大幅に増えました。

学生さんも試験等で、授業時間が短縮されたときには、親御さんは勤めを休んで迎えに行くようなことになります。

佐久市は、デマンド乗合交通を導入し、実証実験を開始しており、日中の減便は、このデマンド交通で対応しています。

また、土日祝日、お盆、年末年始は、運休となります。佐久平駅まで休日に来た観光客の皆さんは、当町へ来るまでの手段はタクシーしかないわけです。タクシーの片道料金は佐久平駅から立科町役場まで7,000円ほどかかるということです。大金です。

シラカバ線で増便等改善をしても、町まで来るのに多くの出費がかかる。観光の町をPRしているのに、観光客にあまりにも不親切ではありませんか。山の観光業者の方からも心配する声と同僚議員に届いております。これからは当町独自で対応しなければならぬわけですが、具体的な対策はありますか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

中仙道線の千曲バス自主運行廃止に伴い、当町と佐久市が委託運行を開始しましたが、そこで生じた平日の日中、土日祝日の交通空白時間帯を補完する目的で、一括定額運賃制度を活用したタクシーによる輸送サービスを実施したいと考えております。

事業の実施主体は民間のタクシー事業者になりますが、一括定額運賃制度で設定した運賃と利用者負担額の差額を町が負担するもので、負担金の予算計上は一般会計補正予算（第5号）として今定例会に上程しております。

定期的に中仙道線を利用している方には3か月で6回の回数券を6,000円で購入いただき、片道1,000円として負担軽減を図り、それ以外の方には1週間で2回の回数券を4,000円で購入していただき、片道2,000円の負担で町民及び観光客の皆さんにご利用いただきたいと思います。

タクシー事業者が国土交通省に一括定額運賃制度の許可申請を行っており、認可までの期間は未定ですが、年度内には実証実験を1か月から3か月間行っていく予定でございます。実証実験期間の中で課題等があれば検討し、来年4月からは本格稼働していきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） これの主の目的は、タクシーの閑散期の需要喚起という目的があるということなんですけども、その点から見ると、利用者目線で対応しているのかというの

が気になるんですけど、その点はどうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

一括定額運賃制度自体はタクシーの閑散時等の需要喚起を目的としておりますが、当町がこの制度を活用する目的は、佐久市との中仙道線委託運行で生じた平日の日中、土日祝日の交通空白時間帯を補完することです。

また、利用者目線での対応といたしましては、町独自の中仙道線利用実態調査を9月に実施し、実際の利用者からの意見も踏まえて利用者負担額の設定等をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今年度中、来年4月から正式運行したいということなんですけども、この中仙道線の廃止という話は、令和2年の12月に出ているわけですね、令和3年10月1日から廃止しますというのは、なぜその日、10月1日から対応できるようにしてできなかったのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

中仙道線の千曲バス自主運行廃止の申入れは昨年12月にございましたが、その後、千曲バスに存続を要望し、佐久市と協議をして中仙道線委託運行の方向が決まったのは本年5月です。

それから、平日の日中、土日祝日の交通空白時間帯を補完する手段を安全性や利便性、財政面等からも検討しておりました。その中で、一括定額運賃制度を活用する方向となり、長野運輸支局とも協議を重ね、この時期となりました。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今までスマイル交通、デマンド、それと中仙道線の話をお聞きしたんですけど、利用者的には、これからもあまり期待はできないということなんです。

そんなような様々な問題を抱えている地域公共交通なんですけど、私のほうから一つ提案をしたいと思っておりますけども、共助による公共交通の推進ということです。正式には、地域共助型生活交通というそうです。

公共交通空白地でバスやタクシーの公共交通機関では住民に対する移動手段が確保できない場合、営利とは認められない範囲の輸送対価で、自家用を利用して、条件つきで、一種免許で輸送するという自家用車有償旅客輸送ができるということです。

平成28年、全国で100の団体が登録運行して、県内でも中川村を含め、7団体が運行しているということです。中川村では、村内の建設業者がNPO法人を設立して、全国に先駆けて開始したということです。

当町も、この方式を利用してはどうでしょうか、一括定額運賃制度と併用し、地元とタクシー会社を巻き込んでコールセンターの役割をしてもらい、自社のタクシーを使い、不測のときには登録した人に連絡等をして、予約車、配車の手配をしてもらい。そうすれば午後2時以降の対応も可能となるわけです。

時間に余裕があり、自家用車を持っている人に登録してもらい手伝ってもらい、また佐久、上田方面にも行けるように、それぞれの広域行政圏と調整をしていくと、地域共助型生活交通と一括定額運賃制度のいいところ取りをしたような新しい地域公共交通を検討してはどうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

地域共助型生活交通につきましては、バス、タクシー等の公共交通機関では十分な輸送サービスが確保できない場合に国土交通大臣の登録を受けて実施できるものであり、当町では、バス、タクシー事業者を活用した運行が可能であることから、現在の国の制度では、この事業の対象にならないことを確認しております。

しかし、広域行政圏との調整や連携ということもお話の中で出ましたが、それにつきましては重要と捉えており、上田地域定住自立圏でも、将来にわたり持続可能な公共交通形態の確保・維持に向けた取組を来年度から始めていく予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 時間もあれなのでまとめますけど、これから高齢化社会の対応や温暖化対応のゼロカーボンに配慮していかなければならない。空の車両の運行をするのは、逆行しているわけです。

予約により、必要なときだけ目的地まで運行する、高齢化社会ではドア・ツー・ドアが基本となります。バスを降りてから荷物を抱えて10分、20分かけて自宅までは帰れません。

12月2日の信毎東信版に、上田市豊殿地区で豊殿お助け福祉車運行の記事がありました。2006年からの循環バスは規定ルートを走るため、乗車時間の長さや停留所まで歩く不便さで利用者が減少して、区民でつくる運営委員会が利用者を自宅から区内の目的地まで運ぶ、運賃は無料、運転手は運営委員会が雇う、負担金、寄附金、市の補助で運営しているそうです。

また、12月3日付朝日新聞「天声人語」には、山形県南陽市の沖郷地区の住民専用タクシー「おきタク」の記事がありました。1997年以降、空白域だったんですが、一律500円、60歳以上で、行き先は54か所に限る、市の補助と世帯の拠出金で賄う、運行は2年たって、タクシー会社も利用客が増えたと、よかったということです。

各地で様々な動きがあります。行政は現状を確認していただきたいと思います。これからは住民が負担金、拠出金を出すことも検討する必要があるように思います。定

時定路線運行に縛られないでいただきたいと思います。各路線バスの廃止が、その不備を物語っております。立科町独自の方式の新しい公共交通の在り方の検討を今から始めて、次回見直しの時期に反映していただきたいと思います。

それでは、2番目の質問、立科町の通学路の安全状況についてお伺いします。

本年6月28日に千葉県八街市で、通学路を下校していた小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人のうち2人が死亡、1人が重体、2人が重傷という痛ましい事故が起きました。運転手からは、基準を超えるアルコールが検出され、しかも事故当時は飲酒による居眠り状態だったということです。運転手として最低、最悪の行為です。

この道路は、2008年から、危険のため、PTAがガードレールの設置を要望していたのですが、用地買収等で多額の費用がかかり困難とされ、2014年にも同様の要望を出したのですが、幹線道路整備が優先され、実施されなかったそうです。

2016年11月2日には、今回と同じ小学校の児童がトラックに突っ込まれて4人が負傷する事故が起きていました。それでも教育委員会は注意を促すだけで、ガードレールを設置せず、今回の痛ましい事故が発生しました。

当町の現状については後ほど次長にお伺いしますが、確かに費用の問題はありますが、対策は後手後手、事故が起きてからでないと対策をしないというのは、行政の不作為、怠慢ではないでしょうか。

教育委員会所管の通学路で事故が起きました。指定通学路で登校、下校するという、その時間も、既に学校生活となっているわけです。他市のことでありますが、通学路で重大事故が起きたことに教育長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えいたします。

議員さんのご質問のように、登下校時の通学路で交通事故により児童生徒の命が奪われる、あるいは負傷するという大変痛ましい事案が発生しております。被害に遭われた皆様方には心より哀悼の意を表するとともに、お見舞いを申し上げます。

安全でなくてはならない通学路で、あってはならない事故が起き、それが人為的で、しかも悪質な法令違反が原因ということに強い憤りを感じております。運転される皆さんには、日々安全運転に心がけていただき、特に交通弱者である児童生徒が登下校する通学路においては細心の注意をお願いをしたいと思います。

行政も児童生徒が安心して通学できる環境を整備し、不測の事態においても、被害が最小限となるような対策が求められており、当町でもPTA、学校、道路管理者、警察、その他関係機関の協力をいただき、定期的に通学路の安全点検を行い、必要な施設整備や事故防止の啓発などを行っているところでありますが、施設の状況によっては懸念される全ての箇所において万全な対策が講じられていないという現状もあります。

最優先は、次代を担う子供たちの命を守り、児童生徒が安心して登下校できる安全な通学路の整備確保でありますので、関係皆さん方のご協力をいただき、引き続き最善の対応と交通安全の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 通学路というのは、学校指定通学路ということで、児童生徒の安全、交通安全、防犯、防災等を第一に考えて、学校周辺の比較的安全と思われる道路を関係者と協議し、学校長が決めるということになっています。

その根拠は、学校保健安全法第27条、「学校安全計画の策定等」です。通学を含めた学校における安全に関する事項について計画を策定し、実施するようになっています。

学校は、年度当初に教育委員会へこれを報告し、教育委員会は、警察や道路管理部署にそれを送付して、道路の改善や整備を働きかけなければならないとなっております。

次長にお伺いします。

教育委員会は、学校からこの報告を受け、関係部署へ通知や改善の働きかけをしていますでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

小学校、中学校、それぞれに毎年学校教育計画が策定され、教育委員会へ報告いただいております。その中に議員さんがおっしゃられました学校安全計画が位置づけられております。

学校から報告をいただいた安全計画は、警察や道路管理者などに通知は行っておりませんが、立科町通学路交通安全プログラムに基づき、毎年警察、道路管理者、保護者、学校等が参加し、合同点検を行い、現地確認後、考えられる対策などを検討しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今の話ですと、毎年1回やっているということなんですけども、実際に現場を歩いてやっていると思うんですけども、朝と夕方時間帯、時間差とか、季節ごと、夏と冬とか、そういう場面場面での点検というのはやっているのでしょうか、また大人と子供の目線というのは違うと思うんですけど、その辺も子供の目線でやっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

毎年4月にPTAの生活部員さんが中心となりまして、実際に歩き、児童と集団下

校を行い、通学路の点検を行い、後日、点検の結果を報告いただいております。

また、合同点検といたしまして、本年は7月に警察、道路管理者、保護者、学校等が参加し、点検を行っておるということで、毎年2回の通学路の点検を行っているということになります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 2回行っているということなので、その辺の公表、発表、ホームページや広報で発表しているのかということと、あと点検した後の対応、問題点があれば対応しなければいけないと思うんですけど、その辺はやっているんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

公表につきましては行っておりませんが、箇所図や箇所の一覧表により、関係部署と情報共有をしており、必要な対応につきましては関係部署に協力いただき、可能な対応をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今回の事故を受けて、文部省から通達があったと思うんですけど、その以前も同じような事象があったということなんですけども、平成25年なんですけど、12月6日に文科省から通達が出ています。

このときも、平成24年4月以降に下校途中の児童生徒が巻き込まれる事故が多発して、京都府亀岡市では、登校中の児童の列に車が突っ込んで、児童2人と保護者1人が死亡と、7人が重軽傷、その後、千葉県館山市、愛知県岡崎市、小牧市と、2週間間に4件の事故が発生しているわけです。文科省が通達を出して、推進体制の構築、基本の方針の策定、その公表等が指示されています。

立科町でも、平成27年3月に立科町通学路交通安全プログラムが作成され、通学路安全推進会議の設置、取組方針、対策一覧表や対策箇所図が掲載され、平成28年3月30日、ホームページで公表されました。

この後がないんですけど、年1回の合同点検をされているということでしたけども、継続されて実施しているんでしょうか。PDCAを回すということにもなっているんでしょうが、実際に回していますか、その後されていないということなんですけど、なぜ公表しないんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

合同点検につきましては、毎年継続し、実施しております。

また、通学路安全確保のためのPDCAサイクルも毎年実施しているところでございます。

公表につきましては、本年度の点検を含めまして、更新し、公表したところがございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先ほどから、公表をあまりしていないということなんです。公表しないと、実際にやっているのかどうかって、町民の皆さんは心配になると思いますので、公表というのはしっかりとしていただきたいと思います。

また、このときに対策箇所一覧表がつくられて、全て対策を実施したということになっているんですけども、その対策後の効果の確認というのはされたんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

平成27年3月の策定時に18か所の対策箇所がありました。この18か所につきましては、関係機関の協力によりまして対策を講じてまいりました。今のところ交通事故等の報告は受けていないことから、効果があったとの認識をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、その後、道路のほうは、県道牛鹿望月線の改良とか、宇山バイパスができて、道路事情が変わると思います。そのたびに点検して公表するという必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

今後も引き続きまして、道路状況の情報を収集するとともに、点検を行い、公表をしてみたいと感じております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今回の八街市の事故を受けて、文科省より、通学路における合同点検の実施ということで、先ほどから、次長のほうから何回か出ていますけども、11月19日の信毎に県内の通学路の一斉点検の結果が掲載されていました。要対策箇所が県内で2,240か所、当町は4か所とありました。この場所はどこですか、またいつまでに対策を実施するのですか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

1か所目ですが、町道町野方線で、役場から野方方面に向かい、西塩沢地区と塩沢大城地区へ分かれる道を塩沢大城地区へ向かう道路で、県道牛鹿望月線と交差するまでの間が狭く、ガードレールや歩道がない場所があります。

対策としまして、町道となることから、建設環境課におきまして、令和4年度以降

に安全対策を行う計画であります。

2か所目ですが、もみの木歯科クリニックから中学校の正門に向かう町道伊勢宮線で、小学校や中学校へ送迎する車両が多く、擦れ違うときに子供たちが危険な場所があります。

対策としまして、こちらも町道となることから、建設環境課におきまして、令和3年度中に安全対策を行う計画であります。

3か所目ですが、松本組の事務所脇の国道142号線の高架下に設置してあります横断歩道で、横断歩道付近の雑木や竹が繁茂し、見えにくくなっている場所がございます。

対策としまして、建設環境課におきまして早急に対応いただき、雑木や竹の整備を行い、見通せるようになり、安全確保に向けた対策が取れました。

4か所目でございますが、1か所目の先、県道立科小諸線の塩沢地区で、ガードレールと歩道がなくなり、水路の蓋がない箇所が連続していることから、危険な場所でございます。

対策として、道路管理者であります佐久建設事務所へ要望として上げております。現在は、対策方法の回答待ちとなっておりますのでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 時間も時間、ちょっと端折りますので、よろしく申し上げます。この辺のところが予算の今編成時期に多分なっていると思うんですけども、通学路の対策に関して何か予算取りをしたのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

現在、令和4年度の当初予算作成中ではありますが、建設環境課におきまして、町道町野方線にグリーンベルトの設置を予定しております。その他必要な経費につきましては、関係部署において計上する予定であります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） あと中学校等の正門前の横断歩道や小学校入り口の横断歩道なんですけども、あそこがカーブで、非常に見にくいと思うんです。危険なんですけど、今回は載っていないんですけども、できれば信号、あとは確実に陸橋や地下道という設置が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

議員提案の施設が設置されれば、安全度も増すと思いますが、安全施設の設置整備には基準があることやどの対策も絶対安全ということが難しい状況であります。

とはいえ、児童生徒の安全が第一でありますので、可能な安全対策は検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 私の地元の育成部のほうから、町に5項目、20か所の改善要望を10月下旬、地図や写真を添付して町長に提出しました。

県への報告は今4か所ということでしたが、1地区の要望でさえ20か所以上あります。調査の判断基準が主観的だったことや、季節等の違いもありまして、見方を変えると、このような結果になるということもご承知願いたいと思います。教育委員会で、育成部のほうの提出した現場の確認をお願いしたいと思います。この要望書は教育委員会のほうで確認しましたでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

中学生の通学路の交通安全確保に関する要望書を茂田井区から提出がありまして、確認をしたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） この要望は保護者の安全への切実な思いなんですけども、これに対する対策というか、いつまでに何をやるかということをおおざっぱでもいいんですけど、お聞かせ願いたいんですけど。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

要望につきましては、関係部署と情報共有をされており、通学路の安全確保として、町で行えるもの、県へ要望するものを区分けし、町で行える対策としましては、のぼり旗による注意喚起、看板、ポールや該当などの設置だと考えておりますので、可能な対策から順次行ってまいりたいと考えています。

また、県で行える対策として、白線の引き直し、グリーンベルトの設置や路面標示につきましては、早期の対応を要望してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） あといつも問題になるんですけど、田中タイヤさんから中学に向かう四つ角なんですけど、あそで過去重大事故が何回も起きているわけなんですけど、非常に危険な箇所なんですけども、信号機の設置とか、今はやりのハンプ、段差の設置等はすぐやるべきではないんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

県道牛鹿望月線が横断する十字路は、議員さんのおっしゃるとおり、危険な箇所と承知しており、町では平成24年以降、毎年佐久警察署へ要望を上げていますが、交通量が少ないというような理由で、信号機の設置はできないとの回答をいただいております。

しかしながら、事故防止策としまして、引き続き要望をしまいたいと考えています。

また、段差等の設置につきましては、段差以外の対応策も含め、効果的な安全対策について、佐久建設事務所へ要望を上げてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） これで、3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

次に、6番、今井 清君の発言を許します。

件名は 1. 町の財政の現状と課題についてです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。通告に従いまして質問をいたします。

立科町の財政状況の現状と課題について伺います。

先頃、広報たてしな11月号に、令和2年度一般会計決算から、町の財政状況が公表されました。歳入の内訳を見ますと、令和2年度一般会計60億の歳入のうち、町税、使用料、手数料等、町独自で得ることのできる自主財源は21億円で、全体の35%弱であります。残りの65%は依存財源です。

町独自の収入でないその内訳の主なもの、国の地方交付税で30%、国・県の補助金や負担金などで27%、町債と呼ばれる町の借入金4%などで賄う現状であります。このことが、3割自治とよく言われる地方自治体の現状でございます。

当町も自主財源が3割ほどしかございません。国や県頼みの運営体質であります。

しかし、現在、皆さんご承知のとおり、国の会計は国債と呼ばれる借金をしなければならない、予算が成立しない苦しい台所事情が続いています。借金体質にも関わらず、コロナ対策でさらに多くの国債を発行して、多額の借金をコロナ対策に充てています。まさに綱渡りの状況からも、将来世代に多額の借金を押しつけてもいいのかという議論がなされています。

このことから、今後、国の交付税や補助金等の減額なども大変危惧され、町の政策を実行するための安定財源の確保が急務と私は考えますが、町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

町の財政状況は、令和2年度決算において実質公債費率7.8%、財政の健全化を示す4つの指標は、いずれも早期健全化判断基準を下回りましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.7%となり、財政の硬直化が進みました。

また、財政力指数は0.36と自主財源に乏しく、依存財源に頼る財政運営が続いています。

令和3年度当初予算編成に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、税収においては、リーマンショック時と同程度の影響を見込んだところであります。ご承知のように、自主財源の確保につきましては、継続した重要な課題であります。

昨年度以降、コロナ禍による今まで経験したことのない社会情勢等の変化で、住民生活も、そして、町政運営につきましても一変したわけではありますが、その中でも今後を見据えた安定的な財政運営に努めることが大変重要であると考えております。

国策や経済情勢等の動向にも注視しながら、限られた財源の中で最大限の効果を得られるよう調整運営をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、自主財源と依存財源の比率につきましては、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の対策による交付金等が多額であった影響で、補助費が増加し、それに伴い依存財源の比率が前年度と比べて大きく増加したわけであります。自主財源の確保と併せ国県の補助金等を最大限活用した結果であるとの認識をしております。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますが、安定的な自主財源の確保につきましては重要であるとの認識の下、今後におきましても確保策については注力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の町長の答弁の中でも当然、立科町は厳しい財政事情であることは重々承知の上の答弁だと思います。

町の自主財源の多くを示す町税について伺います。

概算で申し上げますが、昨年の決算状況からは、個人町民税が2億8,000万、法人町民税が4,000万、固定資産税が4億7,000万、軽自動車税が3,500万、たばこ税が4,000万、入湯税が1,300万円となっています。合計で約9億円でございます。町の歳入全体の15%ほどしかございません。

対前年比を見ますと、法人町民税が25%の減額、入湯税は60%の大きな減額となっています。コロナの影響で税収入の落ち込みが大きくなっていますが、本年度の町税の収入見込額はどのような、今現状はどうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

令和3年度の予算におきましては、町税は、固定資産税、町民税及び入湯税の減を見込み、前年度当初比で10.9%、額で9,680万円の減収を見込んだところでございます。納期限が未到来の税目もございませけれども、10月末現在の町税収納率は66.97%、昨年度の同時期と比べた場合0.45%上回っている状況でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、収入減少等のご相談等も頂く中におきましては、納税者に寄り添った対応をしつつ、議員おっしゃるように税収の確保にも努めなければなりません。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、現在まで町内及び県内近隣を範囲とした訪問徴収にも努めております。

また、緊急事態宣言解除に当たり、訪問徴収等を控えておりました県外や首都圏への訪問徴収等の滞納整理計画をしており、年度末に向け徴収の強化等により、前年度以上の収納率の向上を目指し努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答の中で、9,680万円ほど減収になるんじゃないかというような回答だったと思うんですが、とても大きな金額が、税収が伸びないと、減ってしまうと、とても大きい、立科町にとっては大きなマイナスになってくるんじゃないかと思うんですが。

さて、昨年の決算状況から、町税の納付書を送ったのに、収入とならなかった未収金の総額が1億円を超えたと承知しておりますが、その1億円の内容の主なものについて、どのような未収金の内訳だったのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

未収金の税目では、固定資産税が高い割合を占めているところでございます。令和2年度決算における主な滞納理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少と、徴収猶予に伴うものが上げられております。特に法人町民税や固定資産税では、経営不振による滞納が増加している状況でございます。

令和元年度決算時点と比較した場合、総額で約1,460万円の未収金が増加をしたところでございます。このうち、1,100万円程度が令和2年度分の徴収猶予に伴う未収金でありました。

令和2年度末時点の未納者につきましては、町内、また、町外でございますけれども、全税目で言いますと、比較的町内が多いような状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6 番（今井 清君） 今のご回答で1,400万円ほど未収金もまた増加の傾向であると、全体として、昨年の決算の中で見ますと、1億円の未収金というのはすごい立科町にとって大きな金額でございます。これについては、コロナの関係もあるんですが、財産がありながら支払わない悪質な場合は、厳しい対応が必要だと私は考えているんですが、徴収方法等についてはどのような工夫をされて行っているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

工夫といいますか、税につきましては、法律にのっとった中で対応をしているところでございます。

まず、実態調査や財産調査、こちらを行いまして、換価可能財産がある場合には差押えを実施をしております。ただし、差押えの場合には訪問をし、差押え予告等の催告を行うなど段階的に自主納付を促し、反応等を見ながら差押えを行うこととしております。

また、財産調査をしても財産が見当たらない場合がございます。また、給与の差押えにつきましては、勤務先の理解が得られない場合もあるなど困難な事案もあることは事実でございます。

あわせて、県外者や大口滞納者などにつきましては、場合によっては長野県の滞納整理機構へ移管もしまして、専門的に徴収を依頼をしているところで、このような形を取っているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6 番（今井 清君） 当然、財産調査をして差押えまで行っているという内容なんですけど、この実際差押えされている該当の方は、町外者でしょうか、町内の人なんでしょうか、その辺について伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 先ほど申し上げましたように、ほぼ、滞納につきましては町内者が約6割ほどです。町外者が4割ほどというような状況でございますので、率から言いますと町内のほうが率的には多いかと思っております。

しかしながら、滞納整理機構等へ移管したのにつきましては、町外の方を優先しておりますので、そちらのほうも差押え等強力に行っているところでございますので、率的にははっきり申し上げられませんが、比率的には五分五分ぐらいではないかなと感じているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 当然コロナの影響が大きく収納にも反映されてきているんじゃないかと私思っています。

当然、先ほどのご説明の中で、どうしても経済状態が悪い、特に法人や固定資産税が納められないという場合は、当然コロナで減収しているって形、それから失業してしまうなどの状況がありまして、納めたくても納められない方もたくさんいらっしゃるのではないかと感じていますが、悪質なものは当然それなりの徴収方法を取っていただきたいんですが、納めたくても納められないような方については、それは救っていただかなくちゃいけない部分があると思うんです。

具体的に徴収猶予とか減免措置などは、その現状についてはどうなっているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

令和2年度におきまして、新型コロナに関連した徴収猶予の申請がされた件数は、固定資産税で4件、町県民税で2件、法人町民税で1件でございました。

そのうち令和3年度へ繰り越された猶予分が、固定資産税3件、町県民税2件であり、今年度の中で納付をされている現状でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 当然、町でも経済対策などとして様々なコロナ対策を行ってきていると思いますが、収入の少ない、特に弱者対策というものにつきましては、当然救済制度を今後も継続していただかなければいけないと私は考えていますが、このことについて、弱者対策について町長はどのように考えているのかお伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

先ほど、議員おっしゃるように、自主財源の確保には厳しく臨むということが必要だと思えます。税負担の公平性の観点からも、町も法令等にのっとり対応をしております。

コロナ禍を例に取れば、その対応も法令等により柔軟な対応が求められており、町も同様の対応をしてきている状況であります。今後につきましても的確に対応をしていくことが必要であると考えております。

また、滞納処分のほか、分割分納付を推進しております。少額な分割納付でも納付意思により滞納処分を見送らざるを得ない場合や、生活を困窮させる滞納処分とならないよう配慮しつつ徴収を行っておりますが、生活が苦しい中でも納期限内の納付を頂いている納税義務者との公平性を欠くことのないよう、未収金の徴収に努める必要があるとの認識もしております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の弱者対策の部分は、補助と、こんな方向を考えているということを回答頂きたかったんですが、やっぱり、このようなコロナ禍の状況の中では、生活がどうしてもままならないという部分の方を救わなくちゃいけないというのは町の基本だと思いますので、それについては特に今後、対策について継続して考えていただきたいと思っています。

さて、今年も来年度の予算編成の時期となります。昨年の予算編成において、各課からの予算要望に対して、財源不足等により事業費を削らなければならなかったものがあると承知していますが、総務課長の査定並びに町長査定等により、予算要望金額に対してどのくらいの減額や、認められなかった事業があったのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

予算編成につきましては、振興計画に基づく実施計画のヒアリングに併せ、課単位で事前に理事者との事業方針や主要事業に係る協議を経て、予算への具体的要求となるところでございます。要求された内容は、総務課長査定、理事者査定を行い、最終的な予算案となります。

今年度の当初予算編成では、各課要求時点での歳入総額約39億5,000万円に対し、歳出総額は約46億8,000万円、約7億3,000万円の財源不足が生じておりました。

その中には、令和元年度の災害復旧事業も含まれ、これにつきましては最優先事業として予算に組入れ、その他の事業につきましては、優先順位をつけた上で必要な事業を計上したものでございます。

最終的には、財政不足を補填する財政調整基金から3億2,000万円を繰入れ、予算を編成したものでございます。その差額4億1,000万円ほどとなりますけれども、事業自体を再検討したものや、国や県の補助事業との調整で補正予算へ見送ったもの、前年度決算や当年度決算見込みの中で経費の削減に努めたものなど、あらゆる手法を行ったところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の答弁で7億円の財源不足、当初の計画からすればあったと、そのうち町の財政調整基金、貯金から3億円ほど出して予算を編成したと、4億円についてはなかなか財源がなくて、スムーズな予算編成ができなかったんじゃないかというような答弁もありました。

当然、やっぱり財源が確保できなければ、実施したいと思っても実施できないということが、これは国もそうなんです、ままあるわけです。ここで実態がよくわかっ

たわけなんですけど、このことは、町の将来展望も開けない、活性化も進まないと私は考えています。

今後また、来年度予算編成について、今また来年度の予算編成を立てている時期だと思いますが、財源の確保はできているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 来年度の予算に向けての財源確保ということでございます。令和4年度の予算編成に当たり、歳入では感染症の長期化の影響により、町税と一般財源の伸びは期待できない一方で、歳出では社会保障関係経費等の増加による義務的経費が増加傾向でございます。

アフターコロナを見据えた新たな日常の構築や、国施策と歩調を合わせたデジタル化の推進等に係る経費が増加するものと見込んでおり、引き続き厳しい財政状況が予想されております。

地方創生の取組をはじめ、少子高齢化対策や公共施設の老朽化に伴う改修など、財政需要の増大は避けられない状況にある中で、将来を見据えた財政運営に向け、社会経済や国施策の動向を注視し、既存事業の十分な見直しと併せて発展に資すると考えられる政策の具現化を積極的に推進するため、財源確保につきましては、一つとして、選択と集中による事業の重点化の徹底。

2つ目といたしまして、厳しい財政状況を全職員がしっかりと認識し、国県等の補助制度の情報収集と活用策を徹底的に調査検討し、財源の確保、こちらの取組を徹底すること。

3つ目としまして、収支不足が予想される厳しい財政状況の中、事業の優先順位をつけ、実施時期の見直しや事業の廃止、縮小等、事業の抜本的見直しを全職員の共通認識とし、歳出の抑制を図ること。

4つ目、重点指針に基づく施策を柱とし、必要性、緊急性、費用対効果がそれぞれ高い事業に限定すること、このような方向性を示し、事業の推進、経費の縮減、財源確保など、多方面を調整した上で予算編成に取り組むこととしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私は、今本当に、答弁の中で歳出の抑制を図らなければいけないというような苦しい状況を伺いました。

私、以前の一般質問で、自主財源の確保がとても重要な課題なので、課を横断したプロジェクトチームを立ち上げるべきだと提案しましたが、実現は至りませんでした。財政担当者が幾ら1人で考えても解決できるような問題ではないと思っています。

広く町民にも意見を聞きながら、様々なアイデアを募って、自主財源の確保対策を当たるべきなんではないかと私は考えているんですが、町長はどう考えますか、伺い

ます。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員ご提案の財源確保に特化したプロジェクトチームの立ち上げであります。現在におきましても実施計画や予算編成に当たり、事業推進に必要な財源情報につきましては、理事者を含め、各担当課等が連携した中で情報の共有に努めているところでございます。

また、近年は財源確保のために、各種の計画策定が必要となってくるものもございます。これらの計画策定に当たっては、全庁的に取り組む場合もありますので、おのずと連携が必要となってまいりますので、議員ご質問のプロジェクトチーム的な財源確保の体制は果たしているものではないかというふうに思っております。

なお、町では2つ以上の課で、関係する重要施策及び特命事項については、調査研究、計画策定、調整等が行わせるため、今年度3つのプロジェクトチームを立ち上げております。

一つは、中央公民館及び周辺施設の検討プロジェクトのチーム、2つ目は、有線放送代替施設の整備のプロジェクトのチーム、3つ目は、温泉館ボイラー整備検討のプロジェクトチーム、これら検討については、当然併せて財源面についても研究をしていくこととなりますので、議員のご提案の趣旨と合致しているものと私は考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答で3つのプロジェクトチームを立ち上げているとの回答なんですが、情報の共有は確かにされないが一番いけないと思いますが、基本的なところは、財源確保対策について職員がどういう意識改革をしているのかということが、私大変気になるところでございます。

特に最近、私とても気になることは、人口減少に伴う税収の落ち込みについてでございます。毎年100人も人口が減り続けている現状からしますと、当然その減少が減ると、町税が少なくなるということは当たり前なんですが、過去5年間で町税の推移はどのようになっているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、過去5年間で申し上げたいと思います。

平成28年度から令和2年度までということでありまして。令和2年度から申し上げます。各年度の決算額でございますが、令和2年度が8億9,156万円、前年度比2,033万円の減額、令和元年度が9億1,189万円、前年度比2,177万円の増額、平成30年度8億9,012万円、前年度比2,037万円の減額、平成29年度9億1,049万円、前年度比233万円の増額、平成28年度9億816万円、前年度比4,678万円の増額でございました。

また、過去5年間における人口でございますけれども、年度によって20人から164人とばらつきはございますが、年々減少しております。人口減少で影響をする税目といたしましては、町民税が上げられると考えております。

令和2年度の納税義務者数は4,467人、こちらは人口の約6割強であります。前年度の現年度調定額で比べると97.9%で615万円程度減少をしたところでございます。納税義務者数は30人減少し、所得割の総所得額は、前年度比98.36%というような状況でございました。

町民税は、前年度の所得に対して課税をするため、景気や経済情勢、高齢化も影響をしまして、一概に人口減少だけが要因とは限りませんが、昨年度以降ではコロナ禍の影響が要因として上げられるのではないかと、そのような傾向でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答で、増減はありますが、平成28年は9億で令和2年は8億、当然金額が増えていることはないわけで、減っている現状だということを伺いました。これが、やっぱり町に与える財政状況は厳しくなっている状況があるということは認識しました。

さて、今年の長野県産のコシヒカリの概算金は、玄米60キロ当たり16%の減額、金額にして2,000円近い大きな落ち込みとなっております。また、りんごは春先の凍霜害等により、収量が3割減収との話も伺っております。町の農業の主要産業であります米とりんごが共に減収となっていて、農業所得の落ち込みが心配でございます。

特に、専業農家の痛手は大きいと考えていますが、我慢して農業を続けてきた農業者の農業離れが心配されるわけでございます。この対応についてどう考えていらっしゃるのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 農林水産省の公表によりますと、本年9月時点の本年産米の相対取引価格につきましては、前年比9%、1,312円の減、また、JA佐久浅間によります令和3年産米の概算金につきましては、コシヒカリ特Aの一等で、1俵当たり1万1,272円と、昨年と比べますと1,980円の減であります。これは14.9%に当たろうかと思いますが、減少しております。

米消費の減少が進みます米離れや、コロナ禍によります外食産業の落ち込み等が追い打ちをかける形でありまして、米余りの状況となっております。価格の市場原理といたしまして、供給過多によります価格の下落というふうに認識をしているところでございます。

米の需給調整につきましては、毎年米の生産収量の目安値というものが、長野県の協議会より市町村ごとに示されているところであります。当町では、地域間調整等を踏まえましても、主食用米の作付が過剰作付の状況が続いております。これは、おい

しい、また、売れる米が取れていることからではありますが、見方を変えますと、供給過多の一因でもあります。

米農家の皆様には、今年度は産地交付金を活用しまして飼料用米、加工用米など、主食用米以外の米生産として、32ヘクタール分のご協力を得ておりますが、来年度もさらなるご協力をお願いする必要があるというふうに見込んでおります。

次に、りんごですけれども、今年の春先の凍害の影響によりまして、品質の低下や収量減など、りんご生産農家の収入減少は避けられない状況であると、議員ご指摘のとおりであります。対策といたしましては、まず、農業者ご自身による自衛策として、各種共済制度を活用していただくことも一つだろうと考えております。

自然災害だけではなく、米価の下落などの価格低下などにも幅広く対応できる収入保険制度というものがございます。加入要件といたしましては、青色申告を行っている農業者となりますが、農業者が生産し販売する農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、最大で下回った金額の9割が補填されるというものであります。

ほとんどの農産物が対象となり、価格低下も含めた収入減少をサポートするものであります。

町といたしましては、減収に対する直接の補填は難しいわけですが、この収入保険に対する掛金への助成をすることとし、令和4年度予算に計上する予定であります。

議員各位におかれましてもご理解をお願いをし、農家の皆様にはぜひ加入を検討いただきたいというふうに思うところであります。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答では、各種共済制度の活用と、保険を活用しろということと思うんですが、実際には、それじゃ何割の方がその共済を掛けているかという問題なんですよね。そのことで、どのくらいの、今の掛金の補填はとていいことだと思うんですが、これが、減収は確かに今年はいんです。それは、これから考えて収支が合わないと辞めちゃうというような、そういう問題にならないように、何とかそこを救っていただかないといけないと私は思っています。

町の税収を上げるためには、当然町民の所得向上を図らなければなりません。農業と観光の町と位置づけていることを考えれば、いかに農業所得の向上を図れるのか、観光事業者の事業収入増を図ることができるのか、その点が特に重要だと考えています。販売方法や誘客方法を考えなければなりません。

農業を例に取ってみれば、立科産コシヒカリは、近隣の銘柄米に引けを取らないおいしさだと私は感じています。しかし、それが世間に広く伝わっていない、そこが問題なのではないでしょうか。

このおいしいお米が伝われば、もっと高く販売できると私は考えています。宣伝の仕方に問題があるのではないかと思います。町のホームページを見ても、農産物の宣伝PRがあまり見受けられないんですよ。今はSNSとかユーチューブでも発信できると思いますが、その辺については、情報発信についての考え方について、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 現在、町のホームページでは、米・りんご・立科牛・レタス・白菜など、町の特徴的な農産物の紹介ページを記載しているものであります。

今井議員の提案されております動画等のSNSを活用した宣伝方法につきましては、著名人等インフルエンサーが配信したものでありますれば、非常に効果的であると考えますけれども、他の自治体や直売所等の動画投稿の視聴回数等を見ても、なかなか注目されないというのが現状であるというふうに思っております。

また、販売方法につきましては、農産物の動画の配信と併せてオンラインでの販売を行うものがあり、農家の顔が見え、安心して購入できるものとして一定の効果は期待できますが、あくまでも販売手法の一つであり、タイムリーな配信が必要であるため、農家自身が行う必要があります。

宣伝方法につきましては、議員のおっしゃるとおり既存の方法だけではなく、多様なツールを費用も踏まえて効果的に使用していかなければならないというふうに考えてもおります。地域おこし協力隊員などのご協力も頂きながら、よりよい方法を取り入れていくように努力をしてまいりたいというふうに考えるところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 農家が直接自分で配信というのはなかなか無理があるんですよ。だから町、もしそういう先進される農業者の方がいれば、そういう方と連携して、ぜひこれは配信等を考えていただきたい。

今朝、立科町のホームページを見たんですが、ホームページのトップページに「いいね」という件数が150件しかないんですよ。あまりに少ないんですよ。立科町のホームページがいいねという評価が本当に少ない。それについては見られていないことが現状なんじゃないかと私は思っているんですが、このことについてはホームページの状況が悪いんじゃないか、実際に見づらいホームページになっていないか、そのことについての問題意識はあるのかどうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

ホームページにつきましては、今言われたように見づらいということもございまして、今その改善策、あと、元を変えなくてもできる、システムを変えなくてもできることもありますので、そこら辺検討をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひ、その状況をよく把握して改善してもらえればいいかなと思います。

さて、決算状況の性質別支出の中で人件費が前年比1億5,000万円増の9億円となっています。人件費はどうしても支出しなければならない義務的経費でございます。人口減少、少子高齢化の中で、経常経費となる人件費が増えることは、町独自の政策にも大きな影響が出ると考えていますが、今後の見通しはどうなるのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 令和2年度決算におきまして、人件費が前年度比1億5,573万円の増額となりました。この理由ですけれども、臨時職員の給与が、制度改正によりまして会計年度任用職員として人件費に統合されたためであり、物件費からの移行によるものでございます。

職員数の推移ですが、会計年度任用職員を除き過去5年間では、年度当初で100人前後を推移しており、人件費もほぼ横ばいでございます。

今後につきましては、定年退職者も年間数名規模となることや、定年延長により、その間隔も延びていくことを想定し、新規採用を計画に行った場合、現状に近い状況で推移をしていくのではないかと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今後の見通しについて注意深く見守っていく必要があると考えています。

私は、議員となって特に感じているのは、町職員時代にもっと財政について深く勉強をすればよかったと思っています。36年間役場でお世話になりましたが、多くの課に在籍しましたが、残念ながら財政担当にはなりませんでした。今振り返りますと、職員としては、もっと財政的な視野を持って仕事に当たるべきだったと反省しています。

財政的視点に立てば、自主財源の確保、それから、国県の動きを捉えた有利な補助事業への取組が生まれるのではないのでしょうか。職員の意識改革も含めまして、自治体財政研修会は実際開催されているのか、副町長に伺います。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

全職員を一堂に会しての研修会というものは開催をしておりません。しかし、全職員向けには市町村の財政運営資料ですとか決算状況など、職員が使っておりますグループウェアにて情報提供を積極的に行っております。

また、新規採用職員には、採用に併せまして、財政予算、財務規則等、業務の基礎となる研修機会を設けているところでございます。

財政担当者におきましては、長野県市町村職員研修センターにおいて開催される専門研修におきまして、財政事務全般にわたり必要とする知識を習得し、事務処理の適正化と事務遂行能力の向上を図るための財務事務研修や、財産管理事務と契約事務研修、財務諸表研修等へ参加をしている状況となります。

職員の財政的な視点での取組が必要とのことではありますが、先日も来年度事業に向けた理事者と担当課との懇談会の中でも、国県の交付金、補助金等の財源の確認を求めることにより、担当者への意識づけを行っているところであります。

また、来年度の予算編成においても、財源の重要性に鑑み、十分精査するよう指示をしているところでもあります。

というように、平時でも財政的な視点での取組や、現在の国や県の情報にアンテナを高くして取り組むよう職員には伝えております。

令和3年度の予算編成におきましても、従前は対応しませんでした有利な起債事業、補助金や特別交付税への取組も行ってきたところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひ、その辺については、自前でやっていただければよろしいかなと私考えていますので、その辺を検討していただければ、財政の担当の職員が、ほかの職員に説明してもらえばお金もかからないしと思っていますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

さて、立科町の大きな財産には、蓼科地区に一带を占める町有地がございます。蓼科地区では国有林とかほんの一部の私有地を除き、ほか全て町の所有地でございます。ほかの自治体にはない多くの土地を所有していると思います。バブル景気の時代に別荘の開発計画が進んで、現在、白樺高原別荘地として約1,500区画もの別荘区画を所有しています。

しかし、実際に別荘が建築されているのは、区画の半分ほど、850戸ほどとなっています。半分近くの区画が活用されてはいません。コロナでリモートワークが推奨され、テレワーク導入による働き方改革も急激に進みました。近隣の市町村では、別荘を求めるお客様が増えています。別荘の貸付賃料は町独自の財源でございます。今こそ売り出すチャンスと考えていますが、町長はどういうふうに考えているか伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まさに議員おっしゃるとおり、コロナ禍で地方での暮らし方が注目を集めているということはお案内のとおりであります。

その中でも、在宅ワークやテレワークの普及によりまして、自宅でなくても仕事ができるようになり、別荘を新たな仕事場として利用されることもニーズとして増えているとのことであります。

別荘の需要も変化してきたと感じております。当町の別荘地の売りは、全域が国定公園に位置し、自然公園法により優れた自然が保護されていることや、夏の冷状気候、自治体が地主であるという安心感と、年間の地代が平米当たり40円というお得感もございます。

2区画目も含む新規契約の状況では、平成27年度に1件のご契約を頂いた後、令和元年度まで新規契約はございませんでしたけれども、令和2年度は2件、今年度既に6件であります。機を逃さない対応により、新規契約につながってきていると感じておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ようやく件数が増えてきた、大変いいなと思うんですが、このことについて申し上げますけど、通常ほかの別荘地では、土地・建物とセットで売買価格が決定していると思いますが、立科町では、土地は売ってはおりません。地上権といって土地の貸付を行っています。年間の土地の賃貸料は今、町長説明のとおり平米40円、平均的には年額6万円ほど、大変お得だと思います。

ただし、契約時には特別賃貸料として、平米3,000円かかります。平均で言いますと400万円ぐらい、450万円ぐらいかかってしまう。買うほうから言えば、とても私、この契約時にかかるお金が高額だと考えています。これがネックになって新規のお客様がどんどん進んでいかないんじゃないかと、私は考えていますが、この特別賃貸料、平米3,000円について見直すつもりはないか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町では、土地貸付の契約時に納入金として、30年契約の場合では平米当たり3,000円の特別賃貸で、議員おっしゃるとおりでございます。これにつきましては、貸付に伴う権利の対価、また、賃料の補充、一部でございまして、別荘地の管理・整備の財源ともなります。道路の維持管理や除雪費等も使われるものでございます。

また、相続人がなく、契約が継続できない価格や、廃屋なども地主の責任として整理をしていかなければならないケースもございまして、そのような整備にも財源となるものでございます。

条例におきましては、平米当たり1万5,000円以内としておりまして、財産評価基準、これは国税局でございすけれども、こちらの土地評価方法を採用し、芦田八ヶ野地区町有地の鑑定評価の平均評価額へ借地権割合を乗じて借地権価格として現在平米当たり3,000円としているところでございます。近隣の別荘地の平均的な権利金と比較をしてみますと、同程度か低い設定となっている状況でございました。

また、2区画目以降の契約の場合、2親等以内の親族に限りまして、特別賃貸料を半額としているなど、より新規契約につながりやすい対応をしているところがございます。

ます。

新型コロナの感染状況からか、先ほど町長申し上げましたように、昨年度から新規契約が徐々に増えていると感じております。当然ながら特別賃貸料も納めていただいております。

町民共有の財産を有効に活用し、財源確保につなげてまいりたいと考えておりますので、現時点におきましては特別賃貸料の見直しは考えていないところでございます。以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 考えていないということの答弁で、せっかくあるのに、今がチャンスだから私申し上げているんですが、せっかくあるのに売れない状況があると思うんですよ。だから、その辺については借りる気になって考えないと、6件というのは、私、ここへ来て増えているという、そういう問題じゃなくて、ちょっと少なすぎると思っています、当然周辺の近隣の市町村の状況を把握した上で回答をしていただいているのかどうか、その辺がとても気になるところでございます。

貸付機関では、借地権は30年と長く設定されているんですが、このため途中での解約が進まず、名義変更料もかかるため、契約更新がスムーズに進まないとは私と考えています。

担当課としては、私はこの辺のところも手を入れて、スムーズにもうちょっと販売件数を伸ばすべきだと考えていますが、担当課ではこの辺が問題があるとかいうことを考えていらっしゃるのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

建物所有の場合、現在の借地借家法によりまして、その期間につきましては30年と定められております。法令にのっとった設定でございまして、問題とは捉えておりませんので、ご理解いただければと願います。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 残念な回答です。

今がチャンスであるところを、どうしたら売れる別荘地になるのか、真剣に考えていただいて政策していただきたいと私は強く申し上げたいと思います。

ちょっと時間がなくなってきてあれなんです、なるべく簡潔な答弁でお願いしたいんですが、ふるさと寄附金について伺います。

ふるさと寄附金については、ここ寄附金の数年の状況がどのような状況であるのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

ふるさと寄附金事業につきましては、立科町を応援して下さる方々から寄附金を募り、これを充当財源として各種事業を実施するとともに、地元特産品等を寄附金の返礼品としてPRすることで、特産品等の魅力を発信し、地域産業の活性化にも寄与することを目的に、平成20年度から取り組んでおります。

過去のふるさと納税の収入につきましては、平成27年度は1,737万2,000円でありましたが、平成28年度から主力返礼品である立科産コシヒカリを米生産農家支援と併せ、容量を10キロから20キロに増やすことで、28年度は7,926万9,000円と、前年度の4.5倍ほどに大きく増え、29年度は1億492万2,000円、30年度は9,989万6,000円と1億円前後まで増加しておりました。

しかし、令和元年度から地方税法の一部改正により、返礼品は寄附金額の30%以下の地場産品等に限定され、違反した場合は税の優遇措置から除くこととされ、返礼品の見直しは避けられず、その結果、令和元年度は前年度の4分の1程度の2,339万6,000円と寄附金収入は大幅に減少しております。

2年度は、感染症拡大による巣籠もり需要等もあって、4,327万2,000円と増加しましたが、今年度は巣籠もり需要は期待できず、また、主力返礼品である立科産コシヒカリが米価下落等の影響を受け振るわず、全体としては令和元年度と同程度かそれ以下と予想されます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ふるさと納税について、いっぱいこれからお伺いしたいところがあったんですが、これについては、今日は時間があまりないので、次回にしたいと思いますが、当然今の回答の中で、近隣市町村を見ますと、ふるさと納税の伸びが大分伸びているところが多いんですよ。

ただ、立科町、当町を見た場合、その辺の金額が、今回回答のとおりあまり伸びていない。当然これにはいろいろな問題があって、それについて検討をされているのかどうかって、そのところが一番問題であると思って私考えています。

特に、今では地域問題解決、社会貢献に寄附したいという方もたくさん増えていきます。そういった手法をぜひ捉えていただいて、今後、町の政策の中に地域貢献の制度づくりの地域応援の政策の仕組みをつくっていただきたいと思っております。

この人口に直結する問題については、財源不足が一番心配なので、その辺については強く要請して、私の質問を終了します。

議長（田中三江君） これで、6番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時16分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、中村茂弘君の発言を許します。

件名は 1. 職員のメンタルヘルス対策について

2. 旧保育園等の状況についてです。

質問席から願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 通告に従い質問いたします。

まず、職員のメンタルヘルスについてであります。

役場内では、職員が休むケースがありますけれども、療養休暇等の取得状況についてはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

職員の良い健康状態の維持管理は、組織全体の活力や成果、住民サービスの向上など様々な分野に影響する重要なものと捉えております。

厚生労働省は、国民の健康を維持するために広く継続的な医療を提供すべく、疾病として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に加え、2011年には精神疾患を加えて5疾病とし、対策に力を入れております。

最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大及びこれに伴う行動制限等の対策により、感染に対する不安や行動変容に伴うストレスなども心理面に大きく影響を与えているとの調査結果も公表されているところであります。

自治体職員としては、全体の奉仕者として住民ニーズの多様化や高度化への対応や災害時の緊急対応など常に資質の向上に努め、責任感や緊張感を維持しながら業務に当たっている状況から、ストレスを感じることも日常的にあると感じております。

このように職員を取り巻く環境も変化する中で、職場におけるメンタルヘルスのヘルス対策に取り組んでいる状況であります。

議員ご質問の療養休暇についてですが、療養休暇は職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として取得できるものであり、取得できる期間は結核性疾患の場合は180日、それ以外については90日を超えない範囲内で最小限と必要と認める期間でございます。

これらの判断に当たっては、医師の診断を必要としており、さらにこれらの期間を経過しても療養が必要な場合には分限処分といたしまして、最長で3年間の休職が付

与されます。療養休暇取得状況の詳細等につきましては、担当課長より答弁させていただきますのでお願いをいたします。

以上でございます。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、町職員における過去5年間の7日以上長期療養休暇取得者の状況につきまして、年度中の病気等療養休暇者数、そのうち精神・神経性の疾患者の数を順に申し上げたいと思います。

平成28年度は4名、そのうち精神・神経性の疾患者数は2名。平成29年度は8名、そのうち4名。平成30年度は5名、そのうち1名。令和元年度は9名、うち3名。令和2年度は5名、精神・神経性の疾患者はゼロということでした。

このように療養休暇取得者は、5年間では令和元年度の9名が最高でございまして、5年平均は6.2人、このうち精神・神経性疾患者につきましては、平成29年度の4名が最高で、5年間の平均とすれば年間2名程度、職員全体に占める割合は2.1%という状況でございました。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） お聞きすると、療養休暇が増加している傾向と思いますが、原因等は何であるかとお考えでしょうか。

私も以前勤務していたところは、職場にメンタルで休む人はいなかったと思いますが、どんな状況でしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

メンタル不調となる要因につきましては、その方の生活スタイル、また就業環境、業務遂行能力、家庭環境、また性格など多種多様であると思われま。

先日、私が受講しました研修会の資料に、社会経済生産性本部が平成19年に――若千古いですがけれども、発表した自治体における心の病の増加の原因として上げられていたものでございますけれども、1つ目が、住民の行政を見る目が厳しくなっている、2つ目、1人当たりの仕事量が増えている、3つ目、個人で仕事をする機会が増えている、4つ目、職場のコミュニケーションの機会が減っている、5つ目、職場の助け合いが少なくなっているというような内容でございました。現在、新型コロナの対応状況下におきましても、同様の要因が当てはまるのではないかと感じているところでございます。

実際に当町の実態として提出されております診断書で読み取れる内容や経過の中で把握できる範囲ではございますけれども、メンタル不調の発症の要因として上げられるのは、やはりストレスや環境の変化などでございます。しかし、そこに至るまでの背景や根本的な要因までは診断書では読み取ることができない状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） いろいろな事情はあるかと思えますけども、役場内で具体的な対策を行っているか伺います。例えば研修会等でございます。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

メンタルヘルスは非常にデリケートでございまして、誤った対応方法によりまして、かえって心にダメージを与えてしまい、症状の悪化や改善までに長期間を要してしまうリスクがあります。そのため、町では継続的にメンタルヘルス研修の受講機会を設けております。

ストレスの基礎知識やセルフケア、ラインケアに必要な知識の習得などによりまして、自身の気づきや対処方法、管理監督者に求められる職場環境の改善、個別相談のスキルなどがございますが、早期に変化に気づき、専門機関への受診につなげ、早期治療と療養、職場復帰への支援など職場全体で取り組まなければならないものでございます。

また、ストレスには、天候や騒音など環境的要因、病気や睡眠不足などの身体的要因、不安や悩みなどの心理的要因、仕事の質、量、責任、失敗や人間関係などの社会的要因など、外部からの刺激が要因とされ、特に社会的要因では職場のハラスメントも含まれることから、町では近年の法改正に伴い、あらゆるハラスメントをなくし、働きやすい職場を築くために立科町ハラスメント防止に関する指針を策定し、職場環境づくりに取り組むこととしております。

ハラスメントは、他の者に対する言動によって本人の意図には関係なく相手を不当に不快にさせるなど、精神的、身体的に苦痛を与える行為でございまして、その結果、職場環境を悪化させ、職員の能力発揮や公務の能率的な遂行を阻害することにつながります。

このため指針において、相談窓口の明確化や書類委員会の設置などを経て、再発防止措置や職員の意識啓発等、防止対策を講じることとしております。併せて、改正労働安全衛生法により義務化をされていますストレスチェックの実施によりまして、職員自身の気づきを促しているほか、相談希望者に対しましては産業医による面接指導につなげているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） いろいろの対策をしていると思えますけども、今後とも職員に対してよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、以前にも質問しておりますけども、旧保育園等の状況について伺います。若草や茂田井保育園跡地は処分がされ大変よかったと思えますけども、残りの千草保育園

はどうかっておりますか、お答え願います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員もご案内のとおり、旧保育園跡地の活用につきましては、閉園後もう8年以上経過する中で、昨年設置したまちづくり創生会議からのご提言も踏まえ、町として方向性を定めてまいりました。既に旧若草保育園と茂田井保育園、ただいま議員のほうからお話がありましたが、旧若草保育園と旧茂田井保育園につきましては、町内企業の育成等を目的に民間企業等に売却をすることができました。

旧三葉保育園につきましては、宅地分譲地として有効活用すべく町の土地開発公社において計画を進めておるところでございます。

旧千草保育園につきましては、同時に検討施設でもあります中央公民館及び周辺施設と活用目的等関連があるため、今後において調整を図りながら進めていくこととしたところであります。このようなことから、旧千草保育園の活用につきましては、時間をかけていくことになろうというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 千草保育園については、役場からも近いことから中央公民館等の考えもあるというふうにお聞きしましたので、早めに対処していただくようによろしく願いたいと思います。

次に、建物も処分されておまして、新田の三葉保育園跡地は造成もされていないが移住等が多くなっている長野県にとって早急に整備して人口減少に対応すべきではないかと考えますがどうでしょうか、お答え願います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、旧三葉保育園につきましては、現在宅地分譲地として有効活用すべく土地開発公社におきまして計画を進めているということで、人口増対策につなげていく方向と承知をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 今、土地開発公社等で検討しているということですが、まだ見ますと進んでおりませんので早めに造成されて、人口減少対策で早めに計画していただければと思います。

現在ある事情で取得している農地でございますけれども、当初は取得もやむを得ない

と思いますが、近くの農家の方に売買して処分したほうがよいと考えますけども、町の考え方はどうなっておりますかお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

美上下の農地につきましては、前回議員ご質問に対する回答と変更はございません。昨年度から農業従事者の方へ、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権設定によりまして5年間の貸付けを行っている状況でございます。

当該地を町が取得した経過から考えますと、今後につきましても現状のように貸付けによる有効活用が適当であると、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 貸付けが有効と考えているようですが、町があんまり長く取得しているということはどうかと考えますので、簿価でもいいですので早めに処分したらどうかと思いますけども、お伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 現状につきましては、先ほどの答弁のとおりでございますので、ご承知願いたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 5年間の貸付けということになっておりますけども、早めにやっぱり処分して、簿価というか安い料金でもいいですので、早めに処分していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とします。再開は2時からです。

（午後1時48分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

報告します。10番、滝沢寿美雄君から早退届が出ております。

次に、**5番、森澤文王君**の発言を許します。

件名は **1. 子宮頸がんワクチン接種の補助について**

2. 立科町の景観・環境整備についてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王、通告に従い、質問いたします。

1、子宮頸がんワクチン接種の補助について。

子宮頸がんワクチン無料接種対象期間が過ぎてしまった町民への補助について問うとしまして、これはもう（１）と（２）、制度開始以降のワクチン未接種者は把握できているか、現在、国も検討しているが、当町としてはどのように考えているかについても併せてご答弁頂いてよろしいかと思えます。

今回の質問、次の景観などについてもなんですけど、２件は、町民の方からご相談を頂いたことから始まったわけなんですけども。

まず、この子宮頸がんワクチンについては、コロナ禍による様々な自粛などに振り回されていた中で、娘さんの子宮頸がんワクチンの無料接種の対象年齢を過ぎてしまったということで、町として何とかしてもらえないだろうかというご相談から今回の質問に至っております。

子宮頸がんワクチンについては、副作用というか副反応による健康被害が出たことにより、国が積極的なワクチンの接種を推奨しなくなったものの、対象者には無料接種ができるようになっていたと認識しております。

このワクチンの賛否というものはさておきまして、対象者で希望する方には無料でワクチン接種ができる制度であったと。しかし、コロナ禍でその機会を逃してしまったという今回のようなケースを含め、立科町として補助するべきと考えるのが行政の仕事なんじゃないのかなと、このように私、考えました。

現在、厚生労働省でも、ワクチンの積極的推奨を中止して以降のワクチン接種の機会を逃した女性への救済措置を検討していますが、当町の考えを伺います。町長、お願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種については、2013年4月に予防接種法に基づく定期接種となり、小学6年から高校1年相当までの女性を対象に無料接種として実施をしております。

開始当初は、個別に案内を送付する積極的な勧奨が行われましたけれども、接種後に全身の痛みやしびれなどの症状を訴える人が相次いだことから、国は同年6月にこの積極的勧奨を中止いたしました。この一連について、町も国の方針に従ってきたところでございます。

また、この間、対象年齢の無料接種は継続していましたが、積極的勧奨がなされなかったことによりまして、対象であることを知らぬまま期間が経過してしまった人が多数いらっしゃるということでございます。

議員のほうから2つ質問がございましたけれども、まず1つ目のご質問ですけれども、制度開始以来、未接種者の把握については、予防接種事業では予防接種台帳を整理し実施しております。対象となる平成9年から平成21年生まれの方は625名おります。うち、定期接種として無料で接種を完了した方は91名、残りの534名は未接種か定期接種の期間を過ぎて自費で接種されているのかということになりますけれども、自費で接種されている方につきましては町では把握をしておりません。

2つ目の質問の国も検討しているが町としてはどのように考えているかということにつきましては、近年になりまして、国内外においてワクチンの有効性や安全性を示す研究結果などから見直しがされ、国は積極的勧奨を再開する方向、方針との通知があったところであり、来年4月から順次実施する見通しでございます。

また、積極的勧奨が中止されていた間に、定期接種の期間が過ぎてしまった方に対しての無料接種については検討中ということでございますので、国の動向を注視いたしまして、基本的にはその方針に従いたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） しっかりと対象者の確認等ができていたので、さすがだなと思ったところでございますけれども、多数まだ受けていられっしやらない方もいられっしやるし、把握できていない実情もあるという中で、今後国のほうで——来年4月でしたか、以降に始まるのではないかということなんですけれども、制度というのは大体うまくいく人で漏れがあったりするので、今回の今の新型コロナウイルスのワクチン接種で皆さんワクチン慣れを大分してきたところで、子宮頸がんのワクチンに対してももう少し積極的に受けようという方が増えているのかもしれないので。

基本的にはうちの町から積極的に動けないけれども、国の動きを待つという見方ではよろしいのかなと思うのですが、先ほど申しましたけど、どこかしら漏れてしまう方がいると思いますので、その辺の対処をしっかりやってほしいなと思うんですが、そこで町長、その辺のコメントをお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員がご心配な点も分かります。先ほど私、申し上げましたけれども、やはり国の方針が出されてくるということであれば、あえて末端の市町村で積極的にということは考えておりませんが、これは国の動向が本当に停滞するというようなことがあれば、当然これは国側といいますか県を通じて積極的に訴えかけていかなければいけないというふうに思っております。

これはこの頸がんワクチンの関係につきましては、やはり末端のどうのこうののではなくて国全体の問題であります。特に47都道府県ございますので、それぞれ県の国に対しての注視もしているでしょうし、県の方針もあると思います。この辺についてやはりしっかりと注視しながら、町として最大の形をどうしていけば一番いいのか、そ

れを考えていきたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 大変力強いご答弁を頂けてよかったかなと思っています。国がというふうに、やっぱり県がとなっていくんですけども、今回のご相談寄せられた町民の方もそうなんです、自分たちが生活しているところで起きたことは、やっぱり町に最初に頼ってくる。なので、私たち議員にも声がかかってくると、こういうわけなんでございますので、今後国の動向を見ながら、もし制度がうまくいかないときには先ほど町長の力強いご返答頂きましたので、またそのときに何とかしてもらおうということ。

ひとまず、今すぐ受けたいという人は自費でやってもらうしかないけども、しばらく待てば国のほうから何か救済措置が出るであろうという状態なのは、これでよく分かりました。町もそこを支えていこうというのは、ご答弁頂いたので大変よかったかなと思います。

では、この件はここで終わりにしまして、次ですね。

2番、立科町の景観・環境整備について。

蓼科地区の景観・環境整備について当町の考えを問う。

（1）別荘地のダストボックスが、経年劣化や不法投棄で景観を崩していると感じる。町側としてどのように考えているか。ここまででお答え頂きたいと思います。

こちらは、蓼科地区の町民の方からご相談を頂いた件になるんですけども、ちょっと本件につきましては、過去にも同じような事例があったかどうか知りませんが、町民の方がりんごボックスに投書して、その回答を既に行政からもらっているという中でなんです、そのご返答が納得できなかったと、回答が納得できなかったというところから始まってきております。

投書の内容はご存じでしょうから簡単に申しますと、ダストボックス周辺の景観が悪い、不法投棄の防止は監視カメラより見栄えのよいごみ集積場のほうがより効果があるのではないかと。あとは、お客様が訪れて環境整備をされているという印象を持つ別荘地であることが当町にとって必要なことではないかといったところです。町の方針が問われることであると考えますが、町側としてはどのように考えているのか、町長お願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

別荘地のごみ集積所につきましては、点在する別荘地の区画ごとに別荘利用者の利便性を考慮して鉄製のダストボックスを設置してございます。鉄製のダストボックス

については、夫婦等により劣化しますので、修繕や状況を見ながら更新をしており、本年度は6台更新を予定してございます。今後も継続的に修繕及び更新を行っていきたいというふうに考えております。

また、現在、別荘利用者の皆様の利便性を考慮し、別荘地の区画ごとに設置をしておりますので、利用される皆様には、ごみ分別方法や出し方のルールを守っていただいて、きれいにご利用頂ければというふうに考えておりますが、悪質なルール違反については別荘利用者の皆様への通知、ごみ集積所に周知看板や監視カメラの設置など対策を行っているところではございますけれども解決には至っておらず、町といたしましても大変苦慮しております。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

別荘地のごみ集積所について、町といたしましては鉄製ダストボックスの修繕や更新など整備を行うとともに、別荘等貸付普通賃貸料納付書と一緒にごみ分別方法出し方等についてと通知を同封し、ごみ集積所にはごみの出し方の案内看板設置を行い、適正に使用していただくように周知をしております。

しかし、現状、別荘利用時のごみだけではなく、自身の普段住んでいる居住地のごみをわざわざ立科町へ持ってきて、別荘地のごみ集積所に分別等のルールを守らずに放置していく事案や別荘利用者とは全く関係のない方が勝手に別荘地のごみ集積所にごみを放置していく事案など、悪質なルール違反が後を絶たない状況です。

このような場合、違反シール等を貼った後、一定期間ごみ集積所に置き、排出した方にごみの再分別をお願いするなど整備に努めております。

また、別荘地のごみ集積所は、蓼科地区の区で管理されているごみ集積所とは異なり、どうしてもごみの分別がされないものが多く、毎週、収集員が収集後に再分別する対応をしているところでございます。

見栄えのよいごみ集積所のほうが、不法投棄といえますか悪質なルール違反がなくならぬのご提言ではございますが、町といたしましては、まず別荘利用者の皆様にルールを守っていただき、別荘利用者の皆様の利便性を考慮したごみ集積所を維持していくことが大切であり、きれいな建物を建てればすぐに解決できるとは考えておりません。

近隣の市町村に状況を確認しても、同じような問題が発生していると聞いておりますので、お互いに情報を共有しながら今後もより別荘地のごみ集積所が適正に使用していただけるように、ごみ分別や排出方法の基本的なルールについて啓発に努めてまいります。

以上になります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） ご答弁頂いたところでございますけれども、先日一般質問するので現地を見てまいりました。全部は見れないので抜き打ちでいいかなと思ったら、もう1か所目からきれいに不法投棄というんですかね、町側の総合戦略なのでカウントしている不法投棄が、もし土手に捨ててある物が不法投棄としてカウントしているのであれば、もうカウントしているはずなんですけど、それはそれとして、ごみ捨て場に勝手に置いていったごみを不法投棄というとしたら、結構な件数になっちゃうんじゃないかというものなんですけども。

町長たち、教育長までが座っている幅を、もし仮にごみ箱のスペースとしたら、今教育長の脇ぐらい通路分のスペースありますよね。ちょうどそのぐらいの隙間に看板があって、その隙間に掃除機とスキーのブーツとストックが捨てられているというか置いてあったんですけども、10月18日で「回収しません」というシールを貼ってあったんですが、現在も今言われたみたいに置いてあるんですけど、いずれは回収なさるんですよね。そここのところの基幹的なことを、ちょっともう一回お願いします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

今、議員のおっしゃっていた箇所についても、町のほうで把握してございます。一応10月ということでシールを貼らせていただいておりますが、おおむね1か月程度と考えております。ですので、若干1か月よりも長い状況でございますが、それぐらゐを目安にということで収集日等に併せて回収をさせていただきます。

以上になります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） ごみの問題は1か月だと結構早いですよね。置いておいたら1か月後に持っていってくれたらなれば、それは不法投棄じゃなくて回収みたいなもんですし、先ほど申しましたとおり、そのごみが捨ててあったとこの横の木の上には防犯カメラがついているんですね。防犯カメラがついている真下、見える範囲に普通に置いていっちゃうわけですから、袋に入った掃除機とその下に靴とストックですからね。1人がまとめて捨てたのか、2人が捨てたのか知りませんが、誰か捨てておくとそうやって置いていっちゃうと、置いてきたくなってしまうと。なので、ダストボックス型から建屋のごみ集積所にしたほうが、そういうごみの問題が減るんじゃないかなと、このように考えているんですね。そのように町民の方も言われています。

実際防犯カメラで何か監視されているみたいで嫌だという別荘の方のご意見もあるんですけど、ここは多分世代の問題で、スマートフォンで今動画撮るとか生活の上で普通なので、割と撮られることには慣れている世代と監視されていると思って気にする世代と分かれるんですが。そう考えていきますと、監視されていることを気にしない世代からすると、実際防犯カメラ撮られてても、そんな気にしなくなっちゃうているかもしれませぬ。

防犯カメラで不法投棄の現場をもし押さえた場合は、ちゃんと追跡して何らかの警告ができていくかというのをちょっと伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをさせていただきます。

現在設置している監視カメラですが、静止画で撮影するタイプのものがございます。車のナンバーや不法投棄をしている瞬間が確認できれば追跡等を行います。しかし、今のところ、不法投棄されたごみの中から個人が特定される案件で追跡したことはございますが、監視カメラにより行為者の特定をできた案件は今のところございません。以上であります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） ちょっと今日は別にごみの話をしたくて言っているところじゃないんですけど、どうしてもその話になってしまうんですけども。実際現場も押さえられてないし、押さえたとしてもまだ不法投棄——これ不法投棄と言うのならば、されているということは、今やっている対策が合っていないということに多分なっていくんだと思います。

そこで、せっかくだからごみ箱が並んでいる景色よりも、別荘地の入り口に何だこの小屋は、周りどマッチしているけど何だろう、ごみ捨て場ですよ、便利でしょう、ここにあったらみたいなふうにしたらいかがという話なんです。この件については、やっぱり別荘地の景観ということが大いに重要視されてくると思うんですけども。

これ両角町長が当選された後の最初の6月議会ぐらいで、私が景観の関係で質問しているんですが、その中の町長からのご答弁なんです。

一般論として景観とは、単に物理的なものを眺めるだけのものではありません。景観が成立するためには、人が見るということが必要であります。つまり物理的な物の眺めを人間が感じることによって成立をします。良好な景観とは、単にきれいな物理的な眺めではなく、見る人が良好と感じる眺めであることが必要だと思えます。景観とは物理的な眺めと、見る側の相互の関係で成り立っているということでもあります。見る側に立って考えるということかと私は思います、一般論だけ。という話で、ご答弁頂いたことがあるわけですけども。

今回の別荘地のごみ箱の在り方というのは、この景観の一般論でもきれいにはまってくると思うんですね。今後、不法投棄のみならず景観を重視した場合、このことが必要だと思うんですが、町長はこれをどうしていこうという話は考えていらっしゃるでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 景観との問題が今、取り沙汰されましたけれども、確かに議員前にご質問あったときに、景観問題について私のほうから答弁をさせてもらっています。

ただ、景観というものと、このごみのいわゆる不法投棄に近い状況ですよ。確か

にごみ集積所があるとは言っても、鉄製のボックスがあるとは言っても、そこに正規のやはりちゃんとしたルールを守ってされているということであれば、そのところのものは古くなって、やはり景観上よくないと。新しいもの何かつくりなさいとかあるいはある程度のルールを守っているんだけど、他のものが持ってきている。これについては処理しなさいと、こういうことであれば対応ができるかと思うんですが。

そのことが、必ずしも今置き去りにされているということはないんですが、いわゆるそのルールを守らない方たちに対する、やはり知ってもらい、理解してもらいという過程の中で、そういった一定の期間、置いてあるということもありますし、そういったような関係の中で、ただ単に環境がどうのこうのという問題に直接100%結びつく問題ではないというふうに思います。

これは景観の問題以前として、人間社会の中でやはり自分たちが生活している中のルール、やはり生活のルールですね。これは最低限守るのが基本ですよ。それが守れないということであれば、どんな方法をとったとしても、そのところの施設の改善あるいは景観維持、景観保全という問題はなかなか改善されない、またそのようにはなっていないというふうに思いますので。

今議員のほうから質問に際してもございましたけれども、やはりそれはそのとおりにいくものではないというふうに思っていますので、まずはこの問題は今回議員のほうから出ていますように、景観以前の問題としての捉え方をしていただきたい。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 景観以前の問題と言われてしまうと、これごみを片づけなきゃいけないわけですけども。そうすると、特に事前に言っていないので今求めないですけど、年間のごみ集積所における不法投棄的なルール無視の捨てたものの数のカウントを入れて、総合戦略に上げていかなきゃいけないみたいな話になっていっちゃうと思うんですけども。今回の着眼点としましては、まずはきれいなごみ集積所にすることによって景観がよくなる。そして不法投棄的なものがなくなっていくのではないかという派生的な考え方なんですけれども。

監視カメラもつけて、啓蒙して行って、まだしっかり不法投棄されているということは効果がないと、やり方考えなきゃいけないですよというの、さっき申し上げたとおりなんですけど。その中の一案として景観整備とともに、きれいなごみ捨て場にしたらいいんじゃないかということを重ね重ね申し——町長としては、まずルールをちゃんと浸透させることが大事だということになったのかなと思うんですけど。

ちょっとこれは今後どんな手を打つのか、ちょっと経過観察しなきゃいけない話になってきましたので、今後のごみの捨てる状況が変わることをちょっと期待して、景観が若干整うのを待つとします。

でも、景観という流れで、（2）に行きますけども、別荘地の整備について。私たち常任委員会の視察でも、何度も担当課から説明を受けているんですけども、支障木

等の整備などを職員さんのほうでかなりやっておられると、100%ぐらいやっているんですかね——おられるとのことですけども。今後の別荘の販売、貸出し等々のために、環境整備に力を入れてもいいと以前から思っているんですけども、今後の方針の現状からの転換というものはお考えでしょうか。町長がお答えできないなら、総務課長でもいいです。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、別荘地の整備につきまして現状を答弁させていただきます。

町の貴重な財源となります町有地の貸付けにつきましては、新規契約に結びつけるために毎年推奨する区画の整備を行っている状況でございます。1区画当たり1,000平米程度となりますけれども、以前は担当課、総務課の職員、農林課の職員でございますけれども、職員自らが整備を行っておりましたが、現在につきましては、外部の委託によりまして毎年6区画程度の整備を行いまして、新規貸付けにつなげているところでございます。

議員ご質問の方向性につきましては、外部委託、すでに展開をして進めてきているところということでございます。

これら整備をした区画につきましては、パンフレットや町のホームページに掲載するとともに、希望の相談には応じて職員がご案内するなどの契約の促進をしております。

先ほどの議員の答弁にもございましたけれども、今年度は整備をした区画のうち、1区画の契約に結びついている状況でございます。さらに2区画で契約希望者の相談に今現在対応している、そのような状況でございます。

このように区画を整備することで結果に結びついておまして、また最近の傾向としましても、先ほど来、答弁しておりますように需要が見込めるため、区画整理には必要な限り取り組んでいきたいと感じているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） じゃ、職員さんの負担も大分減ったのかなということでもよろしいかなと思いますけど。私もたまたま山の芝刈りというんですか、里山整備をやる機会がちょっとありましてやったんですけども、あれは大変な作業ですね。前回の議会の際には道路脇の支障木の間伐について質問させていただいたところですが、町長のほうからは里山整備とも併せて考えていきたいという答弁頂いたところですが、実際ちょっとやってみたら里山整備物すごく大変ですね。そういう作業を別荘地の中では、毎年毎年繰り返しやられてらっしゃると。

ちょうど先ほど同僚議員からの質問にもあったとおりですけども、今売れ時が来ているという中で、きれいにやっていらっしゃるということですね。でも軽井沢のほう

の別荘地とやっぱり比べますとね、整備の度合いが若干違うのかなという気もするんですね。なので、先ほどのごみ箱の周りの景観もそうなんです、別荘地の環境整備、景観整備というのは非常に大事じゃないかなと思うんですけども、町長としては今後別荘地の環境整備、景観整備どのようにしていくか答弁お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

ちょっと誤解を招いちゃいけないので。先ほど私は、ごみ集積所の問題については答弁をさせていただきましたけども、別荘地というところの全体のいわゆる景観といいますか景観整備、これは当然別荘の使用という問題にもかかってきますので、これは当然重要だというふうに思います。

ただ、私は先ほど申し上げましたけども、ちょっと二重のような話になりますけども、一人一人の人間が責任を持って、そこをしっかりと自分たちのエリアとして、別荘地と言っても別荘持っている方のエリアです。そこを自分たちから崩していくということはまずい、それはやっぱり守っていただきたいということでありまして。逆に、こういった行政が一つの別荘地を抱えている中で、どのような管理をしていくかということになりますと、これは当然別荘の管理をしている行政側がその管理をしっかりしていくということは当たり前のことだというふうに思います。

ただ、これらこういった別荘という問題は、場所にもよるんでしょうけれども、例えば今、議員、軽井沢というお話をされましたけども、軽井沢という一つのネームバリューと同時に、あの軽井沢というところのやっぱり一つ一つの区画のところの価値観、これは他と比べものにならない部分がございます。したがって、ある程度人的にも、金銭的にも、手を加えてもそれ相応の対価がついて回りますし、またそれが最終的にはブランドとして、地域がなされるということにもなります。

ただ、蓼科ももちろんそういうふうになっていけば一番いいわけですけども、やはりそこまでの価値観をまだ見いだしているところではない。ただ、今後やっぱり、立科町の持っている自然景観、これをしっかり損ねない中で、別荘地もその中に区画のあるわけですので、それについては今後も意を持ちながら景観保持に努めていきたいし、またその整備も図っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

ですので、人のやっぱり一つの義務的なことと、それから今後行政が進めていくべき、今までもそうですけども、やはりそのことの重要性というものを若干ちょっと切り離して考えていただいて、やはり町が今観光地の中に別荘地があるわけですので、これは当然大きな別荘地の影響力というのはございますので、意を持っていきたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） お互いにすり合わせがだんだんでき始めてきたところですけど、多分これはもうちょっと資料を手元に置いて膝を詰めて話さないと煮詰まっていかなそうな

話なので、今日の質問の時間まだたくさんあるんですけども、多分このまま平行線でやっていると終わってしまうので、今後の課題が今大分、町長の考え方と私どもの考え方というのの差がだんだん分かってきましたので、これはこの後、また詰めていきたいなというふうに思っているんですけど。

やはり観光と農業の町ということで、立科町は観光地があるというのは一つ違いがあるんですね。コロナの補助金の一番最初の頃に、佐久市よりも早く事業者に補助金を出すようになって佐久市の方から羨ましがられたのは、やはり観光地を持っているので観光商売に対してすごく寄り添わなければいけなかったというのがあったので、多分立科町は対応がどこよりも早かったと思うんですけども。この景観というのは、底ざさえになってくるものの一つだと思いますので、今後も積極的に進めていっていただければなと思っております。

そこで、よく景観という言葉で序盤の頃に大変だったのはクロスカントリーコースなんですけども。クロスカントリーコースの更衣室について、(3)ですね。クロスカントリーコースの更衣室ですけども、現在に至っていまだに工事中であるかのようなスーパーハウスが使われていたわけなんですけども、景観と利便性から考えて、そろそろしっかりとした建物にするべきじゃないかと考えているんですけども、いかがでしょうか。これは町長でいいのかな——町長、はい、お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今回のクロスカントリーコースの更衣室についてということでご質問を頂きました。ご案内のとおり、白樺高原の魅力向上にさらなる誘客につなげるために設置をされて、これは令和元年の6月15日から供用が開始され、現在に至っております。

お尋ねのクロスカントリーコースの現在のところは仮設ハウスということで、令和2年度から避雷対策、降雨等、雨天等などの避難場所として仮設にしたものでございます。

議員ご指摘のとおり、この施設は見た目的に観光地にはそぐわないではないかというふうに感じておるところであるかと思っておりますけれども、観光地のイメージを損なわないような施設を検討したいというふうに今後は考えております。

ただ、なおしっかりとした建物にするべきではないかのご指摘でありますけれども、利用状況等に鑑みて、恒久的な建物の建設は現在のところ私のほうでは考えておりません。

仮設ということですけども、とにかく利用面でそれが可能であれば、しっかりと建設してもらおう。ただ、先ほど来から申し上げているように、やはり観光地のイメージを損なわないということが大事かと思っておりますので、その辺に注視しながら今後も現状の中で進めていきたいというふうに思っております。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5 番（森澤文王君） 検討の材料にはなっていないから進めていくしかないかなと。現在、冬場ということで撤去されて、大変にいい景観になっているわけなんですけども、建屋があったほうがいいのかなと。

卵と鶏の話みたいになっちゃうんですけども、ランナーの方も走る場所があるところに行くと。なので、環境が整っているところに走りに来るので、という順番で行くと環境がそろっているほうがいいと。じゃ、走っている人がいるから、じゃ造んなきゃなのか、造っておいて来てもらうのかという分かれ目なんですけども。

以前、市民ランナー——あれ、もうプロになったのかな、川内優輝選手でしたっけね、あの方が立科町にいらしたときにお話を伺ったら、いろんなランナー、市民ランナーとかアマチュアの走るの好きな人たちでも、有名選手が走ったところは1回走ってみたいと、いわゆる聖地巡りみたいなものですね。というので来るので、いろんな人を呼んで走ってもらうといいですよみたいなアドバイスを頂いたことがあるんですけども。

そういう方たちが来やすいように、車でぱっと来て更衣室で着替えて走って帰る。シャワーまでつけなさいと私も言いませんけども、そのぐらい気軽に来て走るのに、やっぱり着替える場所がどうしても必要だと。今回スーパーハウスで対応していただいているんですけども、ちょっとそれではやはり味気ないかなと、せっかくいいコース造ったんだから。ちょっと今回オリンピックでウガンダでもっと注目されなきゃいけないのが、ちょっとコロナで注目を浴びれなかったですけども、今後も使っていく施設ですので、よりよきものになるように考えていただければなどと、このように思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了します。

議長（田中三江君） これで、5 番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時50分からです。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、7 番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 気候危機打開のためにです。

質問席から願います。

〈7 番 村田 桂子君 登壇〉

7 番（村田桂子君） それでは、私、最後の質問となりました。大変お疲れのところだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

町長は、昨年、気候変動危機打開のために、2050年までにゼロカーボンにすると明言しました。どのように達成するのか、その具体策を問うものであります。

冷涼な気候、雨の少ない好天の続く立科町においても、25度を超える夏日や猛暑、降れば土砂降りの豪雨、巨大台風が毎年のように猛威を振るう異常気象に見舞われ、当町においても地球温暖化を深刻に体感し、その打開に向けて真剣に議論し、実行する段階に来ています。町長の提案は実にタイムリーであり、時宜を得たものとして高く評価したいと思います。

長野県内でも早い段階での宣言であり、積極的な取組、提起を期待するものであります。8月31日現在、宣言自治体は40都道府県、268市、10特別区、126町村の中の1つでございます。

今年8月にIPCC、気候変動にかかわる政府間パネルは、新たな報告書を発表して、人間の影響が温暖化させてきたことは、もはや疑う余地はないことを発表しました。同時に、これからの10年、思い切った削減と2050年までに排出量を実質ゼロを達成し、その後もCO₂濃度を下げる努力を続ければ、平均気温を1.5度に収めることができるとの希望の観測を示しました。

11月に行われた国連気候変動枠組条約第26回締約会議、いわゆるCOP26では、温暖化最大の原因は石炭火力によるCO₂の排出にあること、2030年までに待機中のCO₂を2010年度比で45%削減し、50年までに実質ゼロを達成できないと1.5度以内に抑え込むことができないということを明らかにしました。

また、CO₂が一定の濃度を超えてしまうと、後戻りができなくなり、悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまうことも明らかにして、石炭火力発電などを廃止することが世界的に大きな課題であるとの共通の認識となりました。

それを受けて、イギリス、ドイツ、フランス、EU、ポーランド、アジアでは、韓国、ベトナム、インドネシアを含む46の国と地域が石炭火力の新設中止や段階的廃止宣言に賛同しました。ところが、日本政府、岸田政権は、この流れに背を向け、再び化石賞を受賞する不名誉な態度を取っています。

政府のエネルギーミックス2030では、相変わらず原発に頼るのが22%、石炭19%、つまり、4割を化石燃料や原発に頼るとしています。再生エネルギーは38%の目標です。

原発についても、2011年3月11日に起こした福島第一原発の事故により、10万人を超える住民が放射能のために移住を余儀なくされ、遠く200キロを超える当町にも影響が長期に及びました。その後も放射線を放出し続ける原発への対応は、なすすべがありません。

原発は、発電時には高熱を発生し、その冷却水や海を汚染し、使用済み核燃料の保管の技術も確立されていません。制ごできない原発からの脱却は、世界の大きな流れとなっています。ところが、日本では相変わらず石炭火力と原発にしがみついているの

が現状です。

CO₂の主な排出を見ますと、電気を作る発電所が39%、鉄鋼などの向上から産業関係が25%、自動車などの排気ガス・運輸関係が18%となっています。こうしたことについては、国が積極的にこうした企業に対する排出削減計画や目標を示させ、指導するということが必要です。国と協定を結んで削減をさせる、これは国の仕事となります。

また、再生可能エネルギーを優先的に利用させるように義務化させる。例えば九州電力などは一定の再生エネルギーが増えますと、そちらのほうをストップして、原発や石炭火力を優先させる、こういう態度を取っています。再生可能エネルギーを優先させる法制度にする、このことも国の役割となっています。

さて、CO₂排出の家庭からというのが5%、廃棄物は3%、約8%が私たち、この立科町にかかわってくる問題だと思います。そこで、国に対する運動を強めるとともに私たち地方自治体でできることは何か、これが今回の質問です。

まず、現在進めている地球温暖化対策推進計画と書いてしまったんですけど、実は実行計画なんです。より強い表現になっていました。失礼しました。直します。地球温暖化対策実行計画について、どのような点に着目してカーボンゼロを達成しようとしているのか、まず町の計画を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

私は、令和2年6月3日の立科町議会定例会において、立科町気候非常事態宣言を証明しました。これは、近年、世界各地で異常気象が増加しており、日本においても、猛暑、台風の大型化、集中豪雨等の気象災害が頻発し、地球温暖化による気候変動は、人類や全ての生き物にとって様々な分野に影響を及ぼすおそれがあり、地球温暖化の要因である二酸化炭素の削減に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すとしたものでございます。

この宣言の中にございます3つありますけれども、1つとして、機構変動の現状について、町民や町内事業者と情報を共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。2つ目、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを自給率向上を目指します。3つ目、森林資源の適切な管理を行うことで、温室効果ガスを抑制し、豊かな森林を生かしたまちづくりを実現します。

これらの実現に向けて、立科町地球温暖化対策地域推進計画、今、議員は実施計画と言いましたけども、一応、推進計画の策定などに取り組みを始めており、私、召集挨拶の中でも触れましたけれども、職員を集めて開催した令和4年度の当初予算編成

会議においても、令和4年度の重点指針の1つとして、環境にやさしいまちづくりを掲げ、重点指針に基づく重要施策として、1つ、生ごみ処理機の稼働とごみの減量化、2つ目、バイオマスボイラーの検討、3つ目、里山整備促進、いわゆるカーボンオフセットの一条です。4つ目、環境等に配慮した再生可能エネルギーの推進、この環境等に配慮したというところが重要かと思えますけども、何でも再生可能エネルギーであればいいというものではなくて、環境に配慮した再生可能エネルギーの推進に取り組むように指示をしたところでございます。

質問の計画や具体策については、現在、計画策定途中であり、令和4年度当初予算は現在編成中でございます。国の補助事業の内容等、これらが決まってくることから、まずは計画策定と当初予算に反映できることを最優先にし、国の補助事業等を注視しながら補正予算等で対応できるものは対応していく、その都度、皆様にお示ししていきたい、このように考えております。

詳しい取り組む状況につきましては、担当課長から申し上げますのでお聞きとりいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それではお答えをさせていただきます。

町といたしましては、既に令和2年度においては、地球温暖化防止活動補助金、住宅断熱性向上リフォーム事業補助金、森のエネルギー推進事業補助金の実施、森林整備や立科町、佐久、軽井沢町、御代田で組織する佐久市・北佐久郡環境施設組合において、佐久平クリーンセンターごみ焼却に伴う余熱利用施設による発電開始等を行い、本年度、令和3年度においては、令和2年度の事業の上乗せをする形で、地球温暖化防止活動補助金の対象に定置型蓄電システムを追加し、ごみ焼却時の二酸化炭素削減のため、生ごみ処理機の設置及び事業者等を対象にした大型ごみ処理機購入費等補助金を申請するなど、二酸化炭素削減のための施策を推進しております。

また、先ほどの町長の答弁にもありました立科町地球温暖化対策地域推進計画を策定するため、8月20日にプロポーザル方式により業者選定を行い、現在、立科町環境審議会を開催するなど計画策定業務を行っております。

今後のスケジュールといたしましては、今月中にパブリックコメントを行い、来月の計画策定を目指しております。

今回、策定を進めている立科町地球温暖化対策地域推進計画は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、2050年までの脱炭素社会を見据えて、再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業として取り組んでおります。具体的には、エネルギー消費量の把握、再エネポテンシャルの把握、省エネ方法の検討と効果の検証、持続可能な再生利活用のビジネスモデルの検討、気候変化、気象変化等の調査と検討、脱炭素シナリオや再エネ導入計画の策定情報の整理を行い、計画策定をする予定になってございます。

今後は、計画の策定等重点指針に基づき、取組を推進していければと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） まず最初に、社会文教建設常任委員会で事業の進捗を伺ったときに、建設課から出された資料には、地球温暖化対策実行計画策定事業とあったので推進から直したんですけど、町長は再び推進とおっしゃったんですけど、正式名称は何ですか。まず、そこ。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 一応、計画のほう、実はこれは名称は仮称で今、進めていまして、最終的には今の申し上げた計画名がいいのかどうかというのは、またこれから図っていくんですけども、これから正式名称はつけるような形になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） じゃ、推進計画でもいいわけですね。そんなわけで、わざわざ書き直したんです。

ただいま課長のほうからは業者選定をして計画を策定中だというお話でしたけれども、課長のほうにもお渡ししてありますが、実は川崎市内のエネルギー、自然エネルギー、2050年までに100%はどうなんだろうかとということを研究者に試算してもらったことが新聞に載りました。この結果を言えば、太陽光発電で再生エネルギーが太陽光発電は9割賄え、しかも、風量発電、洋上とか、陸上のを合わせると、川崎市民が必要とするエネルギーの103%を賄うことができるという試算が出ておりました。

そこに、具体的に今現在行われている施策についての説明があったんですけど、ちょっと紹介しますと、川崎市内の、例えば省エネで約25%から38%減らすと、そのほかに、太陽光発電では、臨海部の工場や事業所の屋根、空き地、それから、遮音壁や路面、駐車場、カーポート、倉庫、野積場、所有施設、農地、ソーラーシェアリングとか浄水場、民間施設の住宅などで太陽光発電の可能性があるということを、全部面積割りを出しまして、それが太陽光発電をされればどうなるかという試算がされているんです。そのほかに、風力発電、陸上の風車、洋上の風車、さらに木質バイオマスや農業畜産系の堆肥も含めてバイオマス発電なんかを含めて、そして、廃棄物の発電、既存施設でやっているものも活用すれば、川崎市民が使うエネルギーは賄えるという試算が載りまして、私は大変意を強くしたところなんです。

立科町のように人口が少ないところでは、当然、賄えるんじゃないかというふうに思うんですけど、ただいまの計画の中には、そういった町の様々なポテンシャルについて、どのような指示をされたのか、どのようなところを計算して出してくれというのを、当然、環境審議会なんかで委託するときにこういうことを研究してくださいという項目を上げているはずなんですけど、それをお聞かせいただけますか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをさせていただきます。

計画の中には、先ほども申しあげました再エネポテンシャルの把握ということで、太陽光や水力、風力等の再生可能エネルギーが立科町にどれくらいの保存量があるかというのを試算することになっております。

議員のほうからご提供いただいてありました川崎市の試算結果等を見せていただきましたが、保存量の計算方式はいろいろございまして、いただいたデータほど細かい計算ができるかというのは、今の現時点では何とも言えないんですけども、ちょっと出し方がいろいろありますので、この川崎市はすごい細かく、駐車場や道路や面積も出したということで、かなり力を入れて計算されているなという感じはあります。

うちの町としましては、幾つかある計算方式の中で保存量を出していきたいと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 川崎市、やっておりますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

次に、それを具体化する話にいかうかと思いますが、省エネをどう進めるかと。これは再生可能エネルギーとの関連もあるんですけども、できるだけエネルギーの地産地消、省エネについては、様々な化学が発展して、省エネの設備やら断熱やらがいろいろ広げられまして、かなりの削減ができるということも研究者による研究で明らかになっていますが、特にエネルギーの地産地消について、話を移していきたいと思っております。

エネルギーの地産地消と脱炭素なんですけど、これは地域に還元されて貢献する再生可能エネルギーでなくてはいけないんじゃないかということが肝だと思うんです。さっき、町長も何でも再生可能エネルギーがいいわけではないとおっしゃったのは、恐らく森林を切り開いて、開発して、大規模のメガソーラーが景観や様々な災害を誘発するような原因になると、そういうことも考えてのことだと思っております。それはもったいな話なんですけど、それで、再生可能エネルギーの導入については、そうした条件づけということも大事になっていると思っておりますが、それはまたあとの議論にしますけれど、立科町として次のようなことが考えられるんじゃないかということで、まず、農地でのソーラーシェアリング、現在、西塩沢で10ヘクタールぐらいの広いところを、下に農産物を作り、上で発電をするというソーラーシェアリングをしています。田んぼの上に太陽光パネルを敷き詰めて、稲作と発電とを一緒にやっているところもあります。そうした農地でのソーラーシェアリングが1つの可能性としてあるなど。2つ目は、耕作放棄地での太陽光発電を進めること、そして、3つ目は、町が音頭を取って市民ファンドを組織すると、そして進めるという方向があろうと。4番目は、小規模の発電施設での送電線整備の支援と考えたんですけど、それは、小規模な発電施設

というのが、電線に接続するためにはその接続の設備費は発電業者が持たなくちゃいけないということがあるんです。これも、やがては課題になってこようかと思います。

こうしたことをひとつ課題として挙げられるんじゃないかと思いますが、先ほどの計画の中では、こうしたことについてはどのような位置づけでしょうか。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 若干、議員のご質問の趣旨と異なる部分があるかもしれませんが、先ほどのまず1番目、2番目、農地でのソーラーシェアリングについて、それから、耕作放棄地での太陽光を進めると、この2点について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部に太陽光発電設備を設置し、農業も発電事業も同じ土地で両立させる営農型の太陽光発電のことをソーラーシェアリングと言っております。支柱は簡易な構造で容易に撤去ができること、ソーラーパネルの下で適切に営農を継続すること、これらの条件がございます。

農地でありますので、農地法により農地の農地以外の転用には制限がかかるものでありまして、長野県知事の一時転用許可が必要となります。許可に当たりましては、周辺地権者の同意の確認、また、建設に係る転用事業の計画とその実行性、雨水などの排水対策などが審査されます。一時転用許可でありますので、3年に一度、再度、許可申請をして許可を受ける必要があります。

営農型以外の一般的な太陽光発電設備におきましても、農地区分に応じて許可の要件を満たす必要があります。周辺農地の影響等も踏まえて、町農業委員会の審議を経て、申請された案件が許可の要件を満たしていれば、許可相当として県に進達し、県知事による許可となります。

また、耕作放棄地でありましても農地であることは変わりありません。地域の農業、農村を守り、その健全な発展に寄与することを使命として、日頃から適正な農地凝視絵に努め、優良農地の確保を効率利用を進めるために活動しております農業委員会を書簡をしている私たち産業振興課としましては、町の自然環境、良好な景観、生活環境の保全、災害の防止の観点など、土砂災害等、自然破壊の生じやすい場所でもありますとか、景観の悪化につながる場所への設置は避けたいという思いがありまして、容易な、安易な推進はできないものというふうに考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すみません。私のほうからは再生可能エネルギーの導入加速化とか、3番の町が音頭を取って市民ファンドを組織、4の小規模発電施設への伝送線の整備等の支援についてご回答をさせていただければと思います。

現在、計画を作成中ですので、計画の中にこういった再生可能エネルギーの導入の推進というものはもちろん入ってくるんですが、実際、まだどんなことがというのが

お示しできないので、町の方針、そういった今までの取り組みを含めてご回答をさせていただければと思っております。

再生可能エネルギーの導入加速化については、既に住宅への太陽光発電システム及び定置型蓄電システムの設置へ補助金を交付しております。参考になるんですが、令和3年度より追加しました定置型蓄電システムについては、既に10件申請があり、自分の住宅で発電した電気を住宅で使いたいという町民の後押しができていていると感じており、今後も事業を継続していきたいと考えております。

また、民間の事業所では、事業所の屋根に太陽光発電システム、西塩沢の営農型太陽光発電や陣内の水力発電などの設置も進んでおります。

公共施設においては、役場庁舎、白樺高原総合観光センター、たてしな保育園に太陽光発電システムと蓄電システム、権現の湯にはヒートポンプ、中央公民館にはペレットストーブ1台を導入するなど、取り組みを行っているところでございます。

当町では、太陽光発電システムの導入が進んでおり、それは晴天率の高い当町において、太陽光発電システムが有効だといえるからだと考えております。しかし、先ほど町長の答弁にもありました住宅以外への太陽光発電システムの設置については、令和元年7月より、立科町太陽光発電システムの設置に関する指導要綱により適切な実施を求めているところでございますが、近隣の市町村でも、太陽光発電システムの設置に係る問題が発生する事象がございますので、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正するなどし、太陽光発電システムを含む再生可能エネルギーの導入を推進したいと考えておりますが、町といたしましては、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町でも積極的に取り組んでいらっしゃるということが分かりました。

それで、広域避難所でもある公共施設への太陽光発電や太陽熱利用なんかについて、やっぱり進めるというのは、町が所有者ですので、それは積極的に進めることができるんだと思うんですけども、そこら辺で、今、小中学校とか、保育園ではやっておられると思いますけれども、この間、ここの庁舎の上にも太陽光発電をしたわけです。これのエネルギーの省エネの効果というか、それについてお伺いしたいと思うんですが、実際に太陽光発電を導入してどうだったのでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをさせていただきます。

すみません。ちょっと手持ちの資料で申しわけございません。先ほど申し上げました役場庁舎のほうについては、太陽光発電施設で3台30キロワット、蓄電池1台を整備させていただきました。

こちらのほう、設置前の平成26年度の役場庁舎の電気代の1年間の金額は439万

6,000円ほどになります。設置後の平成28年の電気代の総額と比べまして、28年が339万2,000円ほどとなっております。設置において、100万円程度の電気代の削減ができたわけですが、現状、設置後、どうしても電気の単価等が上がってきている状況がございまして、今現在の電気料の金額と比較するという事は、なかなか難しいかとは思っております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 大きな効果があったというふうに受け止めました。

ここで、公共施設への木質バイオマスについて、温泉館は、これからヒートポンプから木質バイオマスなど考えたいという、検討中ということも伺いましたので、それはそれでいいと思いますけれども、太陽光という点では、まだまだ非常に可能性がある。町の持っている施設、例えば水道施設や下水道処理場なんかの屋根なんかも使えるわけです。そういったところで作ったエネルギーで水道ポンプ、下水道の処理ポンプを回すということもできるんだと思うんです。そういうことも含めて、私はぜひ計算してもらいたい。計画の中に入れ込んで、どれだけのポテンシャルがあるのかというところをやっていただきたいと思います。

今、ゾーニングの話が出ました。町長もどこでもやっていいという問題じゃないということで、私もそのとおりでと思うんですけれど、今、森林の伐採による太陽光発電というのが大変ありまして、これは私は反対なんです。やっぱりできるところ、できないところをちゃんと決めて、特に森林はCO₂を吸収するという大きな役割があるので、やっぱり森林の新たな開発は許さないぞと。その代わり、既存の施設の上で再エネを作っていくということを町の方針としてちゃんと定めるべきではないかと思うんですけれど、新たな開発ではなく、工場の屋根やアパート、住宅の屋根なんかには太陽光発電を促進して、エネルギー転換とコスト削減を実現するということが必要ではないかと思うんですが、この点についてのご見解を伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをさせていただきます。

現在、立科町のほうで推進しております太陽光発電の補助についても、住宅の屋根ということで推進しているところでございます。

また、現在、各種法律で設置等が規制されている場合ももちろんございます。現時点ではございますが、国は法律を改正し、脱炭素促進事業に関して、先ほどの太陽光発電の設置等禁止すべきエリア、配慮すべきエリア、促進すべきエリア、それ以外の指定なしというような4つのエリアからなる促進制度を導入し、市町村に促進地域を定めるよう努めることを、今、検討しているようでございます。

また、全国では、市町村が太陽光発電施設の設置を規制する条例を制定する動きもございます。町も、先ほども述べましたが、令和元年7月より、立科町太陽光発電設

備の設置に関する指導要綱により適正な実施を求めてきているところでございますが、国等の先ほどの促進地域等の設定もございまして、国等の動向を注視しながら慎重に対応していきたいと考えております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 4つのゾーニングということで、積極的に推進するところはいいけれども、森林などは特に厳しく開発規制をしていただきたいということも、条例の中で定めていくほうがいいかなと。開発要綱だとどうしても弱いので、これはぜひ条例化を提案したいと思います。また、そういう太陽光など、再エネのときには財政支援として利子の補給、そういう制度も作る必要があるんじゃないかということも申し上げておきます。

次に、電気自動車の導入加速について質問します。

ここでは、町としてできることとすれば、1つは町用車を2030年度までに電気自動車に切り替えると。先ほど同僚議員からも提案がありましたけれども、このことが必要ではないかと。それから、町民に電気自動車への補助制度と、これはもうできているようなので、これは実際がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、公共交通の充実で自家用車の走行を減らすと、自家用車の利用を減らすというのがこれから求められてこようかと思います。これが3つ目。

4つ目は、自転車利用の進めです。これは通告には書いていないんですけど、最初の下打ち合わせでは書いてありませんが、これは大変効果的だということで、特に立科町は坂が多いので、電動機つき自転車、アシスト自転車、これの導入補助とか、あとで申し上げますけど、飯田市ではレンタルしています。月に500円だそうです。長期に貸し出しをして、できるだけ車を使わせない、使わないで自転車で、健康づくりも含めて、市そのものが電動アシスト車を導入して市民に貸し出すという事業をやっています。これはとても効果的ではないかと一生懸命勉強しまして、これはいいぞというふうに思ったわけなんですけれども、これについて、今、4つほど提案しましたけどいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、まず1点目の公用車を電気自動車へ切り替えるというご提案でございます。

こちらにつきましては、町でも検討をしてみました。現在、町管理の公用車は、マイクロバス、また、パッカー車、給水車など、特殊車両等を含めまして45台ほどとなっております。

従来から、町の方針といたしましては、公用車の更新は修繕等で対応できなくなるまで使用するという事としておりますので、更新の際には、電気自動車導入の検討をしたいと考えているところでございます。また、来年度予算編成に当たりましては、

公用車1台の更新につきまして、電気自動車の導入を計画したいと考えているところでございます。

なお、昨年度更新をしましたハイブリッド車1台につきましては、非常時給電システムを搭載しまして、災害等非常時に電力の確保ができるものでございました。電気自動車と合わせまして、災害時の活用にも期待ができるものということで、これらにつきましても検討をしたいということで考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

電気自動車の導入の補助の関係でございます。クリーンエネルギー自動車という形の中で、電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車等に購入補助をしておりまして、10万円を限度という形になっております。

補助金の実績なんですが、平成28年、平成30年と令和2年と本年ということで、1台ずつで計4台補助した実績がございます。こちらのほう、申請をされる方は多くはない状況ではございますが、今後、購入しやすい軽自動車クラスの電気自動車も発売がされるようなご予定もあるようですので、こちらの事業も推進はしたいと思っております。

次に、公共交通の利用に関してご回答いたします。

二酸化炭素の削減のためにガソリン等の燃料とした自家用車の利用を減らすことは有効かと思えます。当町のように、農村地域や別荘地域が主な当町といたしましては、利便性を考えると自家用車を利用しないということはなかなか難しいと思われまます。ですので、まずできる範囲で、今ある地域公共交通をご利用いただきことで自家用車の利用を減らしていただきたいと考えております。

また、先ほどご提案がありました自転車のレンタルということで、現状、観光協会等でも観光客の方に電気のレンタルをしている状況もございます。当町としましては、事務員の方が利用等をするという形になりますと、都市部と違って走行距離がかなり長い利用が想定されるという中で、それを実際に借りたところに返しに戻るのか、それとも、そのまま違うところに返していけるのかということもございまして、現在、そういった検討はないわけなんですけれども、当町の今話した距離から考えますと、都市のような、飯田市のような都市でレンタサイクルをするような運用というのは、なかなか難しいんじゃないかと思われまます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ちょっと説明が足りなかったんですけど、レンタサイクルはここからここまで借りるんじゃないで、3か月単位で貸し出しているんです。市民の方が何回利用して何キロ走ったかというのを、あとで報告してもらおうようになっているんです。つまり車を使わないで、健康のためにも自転車のほうがいいわけですけども、あま

り高齢の方は使えないかもしれないですけど、少なくとも職員の皆さんとか、高校生とか、市民が電動機つきアシスト自転車を長期間借りて車の利用を減らすという政策の1つなんです。

私もここへ来て健康のためになんて普通の自転車でやったら、とても坂が多くてまいつちやいまして、これはだめだといって、大枚をはたいて電動アシスト自転車を買ったんですけど、残念ながら転んじったりして譲ったんですけど、でも、健康な方は大いに利用できるんじゃないかと、何よりも車の利用を減らすことができるという点ではとてもいいシステムではないかと。これは飯田市でも実際にやっておりますので、ぜひご検討いただければと。これは要望にとどめますが、思います。

次に、農業用ハウスの暖房についてというふうに項目を立てましたけれど、立科町では、農業用ハウスをお使いになって野菜を生産されている方が多いんですが、この暖房を、いわゆる石油燃料ではなくて、例えば松枯れの松とか、そういうものを、あちこちに今現在放置されているわけですけど、山のところで切ったままそこに置かれているわけなんですけど、私、前に東北のほうに視察に行ったときに、貯木場とか、木を集積するところを作っておられまして、町民の方がそういう木を、伐採木とか、それから、枝を切ったとか、そういうものを搬入するときに、1キロ当たり10円とか、そういう補助制度がありました。そういうものを運び込んで、木が集積されているわけです。また、利用する人はそこに行って買ってくるというような、非常に循環型になっていたんですけど、そういうことも含めて、石油ではなくて伐採木とか、枯損木とかを活用できればいいんじゃないかと、木質バイオマスにもなりますけれども、そういうことも感ぜられるんじゃないかと思うんですけど、立科のように森林の多い町では有効な政策だと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 先ほど施設園芸が大変盛んだというふうにお話があったんですけど、私どもの認識は、施設園芸はあまり盛んな町ではなくて、現在、農業ハウスで暖房を使用しているのは、花きの農家の方で、2名かなというふうには私どもは把握をしているところであります。

ご提案のバイオマス関係の転換についてですが、農家の経営計画でありまして、また、大きな設備投資に関係することですので、現段階では、町から転換をお願いできるような状況ではございません。

そういう状況でございます。よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 分かりました。これも1つの提案ですので、できる限り、石油燃料を減らして再生可能エネルギーに切り替えるという中の1つの例として、ビニールハウス内の暖房ということを申し上げたんです。これは、推進計画の中にありとあらゆる可能性、立科町のいろんな資源をどのように転換していくかということの1つとして、

ぜひ入れておいていただきたいというふうに思います。これも提案です。

次に、市民型ファンドの話在先ほどいたしました。ここについては、上田市なんかでもみんながお金を出し合ってファンドを作って、屋根を貸してもいいという人に太陽光発電装置を置かせてもらうとか、あるいは行政の屋根に設置をさせてもらうというようなことが上田市でかなり進んでいます。

先ほど言いましたけれども、飯田市では実にさらに進めてありまして、環境モデル都市推進課という課そのものができておりまして、市全体を再エネ、省エネでエネルギー100%になるように頑張っているという状況が見受けられました。

それで、その進め方なんですけれど、実は、そこでは飯田市の再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例という条例がもう既にできているんです。それは、飯田市の自治基本条例の中から、住民が主人公のまちづくり、景観も含めて、地域にあるエネルギーを住民たちが使うという考え方の中に、地域環境権という権を設定しまして、住民が住民によって地域の環境を守る権利があるんだと、そういうことをその条例の中で規定をしています。

その中には、市長の責務として、各団体などが主導して市民エネルギーの会社をつくったときには、必要な基本計画を作るとか、市が主導的な担って市民の地域環境権の行使を協働により支援することということがちゃんと載っています。民間が、どうぞ自分で勝手にやってくださいというんじゃなくて、市がきちっとコミットして、参加をして、そういう地域環境権を守るための条例まで作って、市民エネルギーを応援しているということをしています。

市民の責務は、エネルギー利用は再エネを優先にして使うということもうたわれています。そして、事業者の責務としては、再生可能エネルギーの資源を用いた、そういう再生可能エネルギーを活用する事業にするんだとか、エネルギー利用は再エネ優先でということも義務として、責務として、その条例の中にうたわれているんです。

こういうことをちゃんと作って、再生可能エネルギーを推進する必要があるんですが、飯田市では、推進基金として4,000万円、基金を積み立てているんですが、そこに市民の寄附が入っているそうです。

市民が新しく、例えば立科のように晴天率が高くて、遮るものがないところでは、大変再生可能エネルギーのポテンシャルは大きいと思うんですけれども、本当にここで大丈夫かとかいうようなときにも、建設工事に必要な調査、調査に必要な経費を1回だけですけれど、1,000万円を限度に補助をします。そしてまた、どうしたらいいかと相談をしたいときには、専門家集団を市の中に作ってあるんです。そういうことまでして、飯田市再生可能エネルギー導入支援委員会というものも作って、市民が自分たちの電力を作る、その支援をしているということが条例の中にうたわれています。

それで、町長にお伺いするんですけど、そういう市民の、自分たちの地域を生かした市民主導のエネルギー会社を作ると、そういうところに市も町もお金を出して支援

をするということが必要になってこようかと思うんですけど。それも原稿には書いていないです。すみません。書いていないです。聞いていてください。やっぱり飯田市なんかを見ると、そういうことがとても親切、丁寧に指導しているんです。支援しているんです。

これは長野県でやっている長野県のホームページとといいますか、そこに書いてあるんですけども、信州屋根ソーラーポテンシャルマップというのがあります。つまり、地域の屋根にどれだけ太陽光を設置する可能性があるかということ長野県がまとめたもので、今、これは立科町を持ってきたんですけど、立科町は全てのところ、本当に可能性が高くて、太陽光には最適なところだということが長野県の調査でも明らかになっているところなんです。

ですから、こういう市民型の太陽光発電なんかについても、技術の指導をしたり、丁寧な助言をしたりする、そういう組織も作って、その中心に、町で言えば環境推進課、エネルギー推進課とか、そういうものを作らなければ本当に計画が実行性のあるものにならないんじゃないかということを感じるもんですから、その点について、ちゃんと担当課を作って推進するという点での体制も含めて取り組む必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず、取り組みですけども、当町でもできるかということは、現段階では未知数であります。立科町地球温暖化対策地域推進計画、先ほど申し上げましたけども、策定計画中、今、検討中であります。その中で、当町に合った取り組み、これが見つかればいいというふうに思っていますけれども、地域の方々と取り組みを始めてみたいという皆さんがいれば、町としても情報提供等ができる支援を行っていききたいというふうに考えております。

今、町の組織という話が出ましたけれども、これについては、こういう小さな町でありますし、どれだけの専門的な部署ができるかということは、これも未知でありますけども、1つには、いわゆるこういった推進計画がしっかりできて、それが立科町としてどこのところに重点的にやっていくかといったときに、そういった組織が必要かどうかということになると思いますので、これは一つ一つ段階が必要だというふうに思います。

議員おっしゃることもよく分かりますけれども、少なくとも、ただ単に、3年や4年、5年、10年でできるものでもありません。2050年CO₂排出量ゼロということではありますけれども、ともかくこれに近づけていくために、一つ一つ、その地域が何ができるか。何ができるかということは、私、冒頭でも申し上げましたけれども、一番大切なのは、自分たちの環境を壊さないこと、それから、住民の皆さんの理解が得られること、そして、もう一つは、やはりこういった厳しい状況、今後ぶらさがっ

ています公共施設等大変な式が必要になってまいります。そういった財源的な問題、こういったものも含めて、立科町としてどうだというのができたところで、初めて組織という段階だと思います。

そのことを含めて、ご理解をいただきたい。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 大変多岐にわたるものですから、私の中も説明の仕方がうまくいかないんですけど、実は、飯田市では地域環境権の行使に当たっては、ちゃんと市が支援するときの条件があるんです。それはどんなのかっていうと、再生可能エネルギー資源の存する地域における団体は、次のような団体でなければ支援をしないということが決まっております、1つは地縁による団体、それから、2つ目は再生可能エネルギー資源が存する地域に居住する市民が構成する団体、そういうところには支援をするということが書いてあるんです。自然環境及び地域の資源を地域の住民が使うことによって、公共の利益の増進に資するように行使されることと、そういう幾つかの条件づけがあって支援をするということが、もう2013年の段階から作られて実施されているので、本当に進んでいるなど。環境先進地のモデル事業として行われて、全国からの視察も多いわけなんですけれども、先進地の町がありますので、ぜひそこら辺もご覧になっていただいて、町の作る推進計画に反映していただければということ、今日は提案が主なので、こういう町があるんだということをご紹介したいと思っております。

最後に、ごみ減量のことについて伺います。

これは町長のほうからたくさん取り組みについて、ずっと取り組んでおられることが公表されましたので、主に、やっぱり生ごみの減量をどうするかというところが大変大事で、今、山のところで、蓼科地区でこれから実証実験じゃないけど行われるということで、それは期待したいと思いますが、例えばそれが一定程度功を奏した場合には、例えば子育て支援住宅とか、各地にある町営住宅、そういう集合住宅、そのところに、こういう消滅型生ごみ処理機の導入、もしくは、もっと簡単に言えば、荒廃の農地があれば、そこに大きな穴を掘って生成分解式のごみ袋、そこに生ごみを入れて土をかぶせておくと、非常に簡単なんですけど、早く言えば、コンポストを大規模にやるというような状況で、そういう低廉なやり方もあるんじゃないかと思うんです。

現在、搬出している可燃ごみの3割は生ごみだという方向もありますので、ぜひ、そういうことも考えていただいて、いかにごみを減らすか、つまり燃やさないようにしようかという、脱炭素、燃やさないようにするために何ができるかというところを、本当に町民も含めて知恵を絞ってやらなければ、2030年までに1.5度以内に抑えることはできないということなので、とりあえずやればよいという問題じゃなくて、本当にみんなが全町を上げて、みんなで知恵を絞ってCO₂を削減するということが必要になろうかと思うんです。そんなことも考えているところなんです。

前、佐久市の臼田地区に堆肥の生産センターというところを見に行きました。ぬかと混ぜて堆肥を作るシステムでしたけれども、生ごみを投入して、そこにぬかを混ぜて、ベルトコンベアですっと塾生をさせるんです。約1か月で製品ができます。そういうことで、約1割に減量されたというのを、私、見てまいりましたけれど、やっぱりいろんな手を使って生ごみを燃やさないという取り組みがとても大事になろうかと思うので、そのこともぜひ研究してやってもらえたらと思いますが、そこら辺のことも含めた計画への反映についてはいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それではお答えをさせていただきます。

生ごみも含めてなんですけども、一般廃棄物のごみの処理につきましては、立科町としても、既に一般廃棄物基本計画を策定し、ごみ処理の基本方針に基づいて、3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進により、ごみの削減の取り組みを行っているところでございます。具体的には、広報による周知、ごみの分別、排出及び再資源化の啓発、生ごみ水切り機具の配布、家庭用・事業用生ごみ処理機購入補助金の実施、先ほどもありました保育園や蓼科地区へのごみ処理機の設置運用などがございます。

蓼科地区へのごみ処理機が、今年設置して来年4月より本格稼働になるわけでございます。ほかの地域への波及に関しては、まず、蓼科地区のごみ処理機をしっかりと運用して、結果を出してからとは思っております。

現状の対応とさせていただければ、大型生ごみ処理機の購入費等の補助がございまして、こちらのほうを各地区や集合住宅でまとめていただいた場合はご検討いただければと思っております。

また、もし生分解式のごみ袋で畑等に埋めるという話をいただきましたが、こちらのほう、どうしても生ごみ等を穴を掘って集団で処分していくという形になりますと、廃棄物処理及び清掃に関する法律により検討等が必要な場合がございますので、そういった取り組みに関しては、すぐにはできないかと町では考えてございます。

また、臼田地区におきまして、堆肥の生産センターのようというお話もいただきましたが、現状、町のほうで、以前、生ごみにおける堆肥化の事業を検討した経過で実施を中止した関係もございまして、現在では、そういう検討はないような状況になっております。

以上になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 時代が脱炭素、脱焼却、いかにCO₂を減らすかというところが、今、日本、世界中の課題になって、それが気候変動危機を乗り越える1つの大きな指標になっていますので、それはまた検討する必要があるということは、かつてはそうであったけれども、今はもっと切実に求められているという点で、もう1回再検討すべきだということは意見として申し上げておきます。

もう一つ、飯田ではこんな補助金があったんです。太陽光とか、蓄電システム、それから、太陽熱温水器の設置補助、ここはまだうちにはないかな、太陽熱の温水器、同僚議員が熱く語っておられましたが、太陽熱の温水器への設置補助があります。それから、薪ストーブ、薪ボイラー設置補助のほかに、竹ボイラーというのがあったんです。私、これもはっと思いますが、立科町においても、芦田町の景観を守るために、本当に市民の皆さん、同僚議員の皆さんも頑張っているんですけど、竹の処理の仕方がいまいち分からないぞというところもあるんですけど、飯田市では、竹ボイラーの設置補助というのもあるんです。これもぜひ、私、現実、ぜひ見たいと思っているんですけども、どんなものかなと、うちの町にも導入できないかと。それから、ペレットストーブとか、ペレットボイラーの設置補助もあります。やっぱり進んでいる飯田市なので、ぜひ、どんな取り組みをしているのかということも見たいと思います。それもぜひ検討に加えていただきたいと思います。

最後に、この問題に取り組んだときに、本当に多岐にわたって困りました。つまり、それはまちづくりそのものが問われる事態だということなんです。今までは太陽光発電をやって売るといって売電があったんですけど、これも買い取り価格がどんどん下がっていますから、今はそうではなくて、地域のエネルギーを地域で作ると。そうすると、市民、大体10万円だそうなんですけど、7,000人として70億円の燃料とか、ガソリンとか、灯油とか支出されている、そういうものが地域に還元して地域の中で回っていくと、そういう循環型社会を作ることになるし、市民がお金を出し合って、市民エネルギーを作って、そこに行政が支援をする、地域の銀行が支援をすることによって、地域の中にお金が落ちる、外に出ていたものが地域の中で回るという点でも、新しい画期的な新しい社会を作るといって壮大な計画だというふうに思いました。

これには、私、行政と町民がみんな力を合わせて何ができるかと、CO₂削減のため、気候変動をこれ以上悪くしないために何ができるかということを中心にみんなで議論をして頑張っていきたいと思います。

以上です。

議長（田中三江君） これで、7番、村田桂子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後3時50分 散会）